

秘

政務局總務課

取致注意

昭和二十四年九月一日

Y L O 執務報告第四十六號（八月下半期）

横濱連絡調整事務局

同左記同課（配付済）  
秘書官室  
情報部長

0206

24.9.12

184

RA'-0116

0212

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0207-1

目次

- 一 山口市分離運動に關し同市長等第八軍民事務局係官と會見
- 二 第八軍民事務局市政講演會
- 三 横濱戰犯裁判關係
- 四 第八軍民事務局首腦者との定例会談
- 五 局長第八軍司令官と民事務部機構變更問題につき會談

第二 經濟

- 一 東京地方賠償協議會一部幹事會 (二十六回)
- 二 賠償撤去經費報告書の提出
- 三 掠奪機械の賠償機械への移管
- 四 賠償指定機械の使用許可申請
- 五 賠償指定工場の主産品目追加許可

- 六 扶桑金屬神崎工場より川西航空鳴尾工場に移動した賠償機械の處置
- 七 大日本航空福岡支店所屬賠償機械の管理保全
- 八 エクスポート、バザアの開設
- 九 九州地區空軍部隊より進駐軍施設廢品處置
- 一〇 廢品類の價格、配給、加工の統制解除
- 一一 放射性物資の使用許可
- 一二 農地委員長の不正行為調査

第三 設營、勞務

- 一 横濱自由港設置問題
- 二 「連合國軍關係船員系統使用人給與規定」一部改正
- 三 横濱地區に於ける土地建物の接收解除
- 四 横濱特殊地域に於ける日本人の建築に對する許可
- 五 占領軍將兵及家族の日本交通機關利用
- 六 當事務局接受の設營關係第八軍公文
- 七 オン、リミット、ホテルの増加
- 八 仙台連合軍向放送局放送出力臨時増強

第 四 雜 報  
一 天皇陛下葉山御滯在中鈴木局長天機奉伺拜謁  
二 小澤山口縣副知事第八軍民事務局長訪問  
三 キライ台風被害速報

0208

RA'-0116

0214

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0209-1

第一 政 務

山口市分離運動に關し同市長第八軍民事務局往訪

八月二十九日小澤山口縣副知事及山下山口市長は當事務局石出連絡官と同道八軍民事務局司法行政部ボータ氏を訪れ一行から山口市小郡地區に分離運動が起り自分等當局は勿論、同市の他の地區も大部分之に反對であつたか客年十二月十一日地方自治法に關する昭和二十三年法律第一七九號附則第二條により一般投票を實施せる處、分離賛成五四・九％、同反對四五・一％なる極めて僅少な差にて分離運動者の勝利に歸した。然るに右運動にはボスの策動もあり、且投票率は約七九％のみであつたので、斯る場合縣會の執るべき態度に關し地方自治廳に照會せる處鈴木行政部長名を以て投票の結果は民意の反映として嚴に尊重せざるべからざる旨回答があり之に對しては絶対に更改の途なきものの如く受取られた。然るに其後更に同廳に人を派し問合せたるに鈴木氏以外の係員は斯る場合縣會は獨自の立場より適當考慮すること

1

2

を得る旨口頭説明を與えた。就ては右附則第二條の解釋に關し八軍當局の見解を承りたしと述べたのに對し、ボータ氏より一般投票の結果を尊重すべきことは勿論なるも之に對し縣會は其獨自の立場より審議し分離を非なりと認めたる場合は之を否決し得べく且縣會の決定は一應ファイナルである。四國の道後市に於ても同様問題があつたが縣會は分離賛成の一般投票を否決した一とて直に四國地方民專部に電話し右縣會の決定に對しては其後分離運動者側から何等之を覆えすアクシヨンをとつて居らぬことを確めた。斯る場合分離運動者側が縣會の措置を不當として非難すべきは當然なるも彼等としては行政裁判を提起して縣會決定を覆えす道がある筈である。但斯る裁判を提起せる例を未だ聞いて居ない。との説明を與え縣、市側も満足して引取つた。

二 第八軍民事務局市政講演會

第八軍民事務局司法行政部では既報の通り八月十八日高崎市を皮切りに全國市政巡回講演會を開始しているが其の後引き続きティルトン部長をはじめノイラン氏、パーク女史等は河崎次長同伴北海道都市に講演を

0215

RA'-0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



0210-1

行い九月七日歸濱する豫定である。  
右巡回講演會は本年末まで繼續される豫定であるがその内九月乃至十  
月の豫定は次の通りである。

栃木(九月八、九日)鶴岡(十二、十三日)木更津(十四、十五日)  
能代(十五、十六日)高田(十九、二十日)松本、土浦(二十一、二  
十二日)舞鶴(二十六、七日)群山(二十八、九日)野賀(二十九、  
三十日)宇治山田、姫路(十月三、四日)萩(六、七日)弘前(十、  
十一日)濱松(十一、十二日)一ノ宮(十三、十四日)出雲(十七、  
十八日)大垣(十八、十九日)米子(二十、二十一日)甲府、久留目  
(二十五、二十六日)八代(三十一日、十一月一日)

三横濱戦犯裁判關係

(3) 六戦犯死刑確定

昭和二十三年一月絞首刑の判決を受けた元東京俘虜收容所第四分所  
(新潟縣直江津)勤務軍屬(守衛)關原政治、鈴木實博、大日方彦

牛木榮一、秋山米作及柳澤章の六名の刑はマツクア一サー元帥によ  
り確認せられた旨八月二十一日總司令部より發表された。右六名は  
同收容所に於て濠洲人俘虜多數を虐待死にいたらしめたものである

(2) 絞首刑より再度減刑

さきに再裁判により絞首刑より終身刑に減刑せられた元東京俘虜收  
容所第五分所(新潟)長加藤哲太郎中尉(第四二號所報)は第八軍  
司令官ウオーカー中將により更に重労働三十年に減刑された。右は  
加藤が米軍俘虜の生活状態改善に努力したこと及七百名の俘虜中産  
待により死亡したものか極めて少数であつたことが明かになつた  
のである。(八月二十五日總司令部發表)

(3) 戦犯容疑者歸國

蘭印戦犯裁判で無罪となり八月二十五日パタピヤより横濱に上陸歸  
國した元近衛師團連隊長北山雄三元大佐に對し歸國證明書を發給し  
且つ歸郷旅費の支給方手配した。  
戦犯裁判七月分邦人辯護士の報酬及證人旅費支給額左の通り

391

二ヶース 辯護士 一〇〇  
 證人 四〇〇  
 計 一六六六〇〇圓  
 二〇三九〇〇圓  
 三六九五〇〇圓

(5) 八月中戦犯裁判以外の占領軍に召喚された者に支給した旅費左の通  
 三〇名 一五九一六圓

四 第八軍民事部首脳者との定例会談

(一) 八月十六日(第七十回)  
 鈴木局長より八月十一、十二日東京に於て開催された全国知事會議に於ける主なる議題及之に對する政府の回答を説明し特に八月十二日同會議に於ける警察制度改革に關し綜合決議を日本政府に送付すると共に總司令部及第八軍にも陳情して其の好意的考慮を請う趣を決定したる旨及府縣民事部廢止に關連する知事會議の空氣に付報告した。

尙其の他の重要議題は引揚者の秩序保持に關する政令及引揚者の取締方針、昭和二十四年度生活物資需給基本計畫、輸出品の滞貨問題

第六臨時國會提出豫定法案、昭和二十四年度産麥額推定實收高、並に新炭特別査察概況等であつた。

(二) 八月二十三日(第七十一回)

第八軍側は鈴木局長に對し管區民事部と各府縣涉外課との連絡に供する軍用電話の架設については此の前の會議でワッツ次長から話した如く第八軍通信隊に連絡しておいたが右架設が急速に實現されることは確かかの際に思われる。其の連絡の方法としては(イ)各府縣のC.I.O.を通じて行うテレタイプ通信、(ロ)軍借上電話(Military leased line)、(ハ) Allied Forces Tail Service の三者があるが兩者間の距離や場所によつて何れが都合のいい方を使用することになるであらうと同答した。鈴木局長から同日午前全国自治協議會連合會大迫事務局長を同道シエバア少將を往訪し警察問題に關する知事會議の決議寫を交付した旨を報告した。尙當日の議題は農地委員選舉、火力發電所建設計畫、中小企業金融緊急對策、賃金支拂遅延の諸原因、日本漁船の操業區域の制限、消費者の主食受配辭退に對する處置、昭和二十三年工業統計、雇傭調整強調運動、六月中労働争議概況並にジユ

0210-2

7.  
フェイス台風の被害状況等である。

五局長第八軍司令官と民事部機構變更問題につき會談

鈴木局長は八月二十四日ウオーカー中將に會見した機會に本件に付話したが同中將はマツク・アトサー元帥の氣持は占領軍としては現在の様を形で日本側を指導援助するのでは何年やつても切りかなく最早や日本側を特に地方行政につき一人立ちをさせる時機が來たと確信して居るのであり又日本側を一人立ちさせたからと云つて適當な指導と援助とを打切るわけでは決してなく此の間の事情は各知事及市長等にも充分徹底して貰い度いと話があつた。

0211

RA'-0116

0218

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan







0213

左記會社より賠償指定機械の使用許可 (Authorized Use) の申請があつたので夫々神奈川民事部へ申請書を提出して置いた。

パイロット萬年筆株式會社：舊第二海軍火藥廠内賠償機械装置 十七台

浦賀ドック株式會社：舊久里濱海軍工作學校内賠償機械 三十九台

三菱横濱造船所：舊久里濱工作學校内賠償機械 二十五台

富士興業大船工場：同工場賠償機械二十八台の追加使用

五賠償指定工場の生産品目追加許可

舊相模海軍工廠の施設を利用して居る昭和ゴム株式會社相模工場より追加品目として、自動車タイヤ及びチューブの生産許可申請があつたので神奈川民事部に申請書を提出して置いた。

尙長野縣下田中計器丸子工場は、長野民事部より八月二十二日附を以て追加品目として Binocular Parts, 及び Camera Parts の生産許可が與えられた旨長野縣知事より報告があつたので賠償廳に報告して置いた。

六扶桑金屬神崎工場より川西航空鳴尾工場に移動した賠償機械の處理

七月下旬神戸連調より、第八軍司令部に於て右機械の再配列方を現地關係部隊に指令して以來既に四ヶ月を経るも、右再配列は實施されず、機械は發錆悪化する儘に放置されて居る趣を以て第八軍當局につき右再配列實施促進方依頼があつたので第八軍民事局係官に八軍側の方針を質した處八軍としては其の後の情勢の變化一賠償機械管理方針の變更、經費節減の強化等により總司令部に對し豫定通り右再配列を實施すべきや否やにつき其の決定を求め文書を發送することゝなつた旨の回答を受けたので右を神戸連調に連絡した。其の後右文書が發送されたか否かを確かめて居るか八月末現在では未だ發送の手續が完了して居ない趣である。

0214

尙賠償應に於ては本件に對する八軍當局の方針決定促進に關し文書を以て申入れることとし、當事務局より八月二十二日附を以て右賠償應の公信を第八軍司令部に提出した。

七 大日本航空福岡支店所屬賠償機械の管理保全  
右支店（三九一七）に屬する賠償機械十六台の保管建家が過般のフエイ台風により七月十五日頃倒壊した後は管理者に於てキャンパス布片、トタン板等で覆ふのみで管理保全が不充分なため改善方福岡民事部より指令したにも拘らず日本側に於ては何等措置しない旨の報告が福岡民事部よりあつた趣を以て第八軍民事務局係官より當事務局に對し何等か適當の措置をとる様指示があつたので直ちに右を九州連調に電話連絡した。右に對し八月二十三日同連調より右機械は附近の他の建家に移すこととし其の經費は既に中央へ申請済みで右經費到着次第實施する旨回答があつたので右を第八軍係官に連絡して置いた。

ハ エクスポート・バザールの開設  
第八軍司令部に於てはエクスポート・バザールの開設に關し八月二十五日附を以て管下各部隊に對し左記趣旨の通牒を發したので本省及各連調へ通報して置いた。  
（一）進駐軍要員に輸出品目入手させると共に日本の輸出を増加する目的で一九四九年六月一日エクスポート・バザール制が設定されて以來現在迄に東京、横浜、京都、仙台及大阪の各バザールの賣上高の總額は約壹百萬ドルに達した。九月一日頃には神戸及札幌に開設豫定で、更に名古屋及場合により小倉或は福岡にも開設されるかも知れない。尙其の他の都市でも其の必要が明かにされば考慮される。之等バザールの開設を希望する日本人は東京都高島屋百貨店内のセントラル・エクスポート・バザール事務所に連絡すること。  
（二）現在はエクスポート・バザールでは織維品を専門に扱つて居るが生産者との話がつけば、陶磁器、家具其の他の國産貿易品を取扱つてもよい。  
（三）現在バザールが開かれて居るのは軍票取扱銀行の存する都市に限ら

0215

れて居るが將來斯る銀行のない場所に開設する場合は、軍票取扱銀行の代理店が出来る迄地方財務官 (Finance Officers) の援助が必要となろう。  
四 進駐軍要員がバザアの開設、運営に積極的に参加することは考えられて居ないが、此種賣店の開設を容易にするための援助例えは前記(三)の金融上の措置や適當な宣傳、日本人經營者に對する技術的援助等と與えることは望ましい。

九 九州地區空軍部隊より進駐軍施設廢品處理業者に對し石炭ガラ、汚物等の清掃方要求  
本件に關する現地實情通報方を九州連調に依頼して置いたことは既報(五) L.O 執務報告四十五號の通りであるが右に對し八月十九日九州連調より一・一・一・一 第八軍司令部發出の一九四七年七月一日附サイキユラー第一二一號は既に消滅して居るものとして、P.D. 發出の意志はなく現在猶廢品處理業者に於て無償サービスを提供し

て居る。一旨の回答があつた。依て右を第八軍司令部 G 4 の係官に連絡した處、係官はサイキユラー一二一號の指令は現在では一九四八年十月六日附サイキユラー一六六號に取入れられて居り内容は殆んど變つて居ないが、最初のサイキユラー其のものは形式的には消滅したことになるが、進駐軍側の注意を喚起すること、且つ今回は Paragraph 1, 6 に對し進駐軍側の注意を喚起すること、且つ今回は空軍部隊直接でなく民事部に話し、其の結果尙解決しない時は同僚官より第一軍團に連絡する旨を語つた。依て右を九州連調に傳へ現地民事部と折衝の上結果回報方を依頼した。

七 廢品類の價格、配給、加工の統制解除  
進駐軍施設から生ずる廢品類は從來その横流れや不當處理を防止するため、價格、品物の引渡先及加工について縣が統制をして來たのであるが、最近はこの廢品類の商品價值が下落し、統制の必要が減じた。そこで縣はこの際一切の統制を解除して、自由に指定代行人に處分させその代り縣への納入金を増額して縣の増收を計りたい

0222



というので神奈川県民事部の意向をたゞしたところ、民事部からは廢品の収集は縣の指定する業者によつて行われること及殘飯を食用に使用しないことの二點が嚴守され、ば本件の統制解除には何等異存がない旨八月十九日附覺書を以て回答して來た。

十一、放射性物質の使用許可

海上保安廳ではさきに總司令部の許可を得て、燈台局田浦工場で燈台のガスマントル製造に使用する硝酸トリウムを購入したが、純度不良で使用に耐えなかつたため再び良品の購入許可を申請したところ八月十五日神奈川県民事部より當事務局を通じ、鑛工品貿易公團輸入藥品部にある硝酸トリウム七二ボンドの購入が許可された旨通知があつた。

十二、農地委員長の不正行爲調査

神奈川県民事部は八月三十日横浜地方檢察廳に覺書を送り三浦郡初聲

村農地委員長は農地調整、農地委員長選舉などに関し不法行爲があつた旨の情報が入つたからその眞偽を調査し違法の事實があれば現行法規による處置をするよう要請した。

第三 設 營、勞 務

一、横浜自由港區設置問題

横浜に於ては商工會議所が中心となり横浜貿易協會、工業クラブ等の民間團體が寄り集つて昭和二十二年末既に横浜に自由港區設置問題を取り上げ當事務局参加の上撤回に互り會議を催し本問題を検討し客年三月政府關係當局並第八軍司令官宛陳情するところがあつたが第八軍側に於ては未だ南樓橋返還さえ問題とされて居なかつた時のことであり時期尙早の故を以て中絶して了つた次第であるが過般來通商産業省が大阪、名古屋、長崎、横濱等の港に貿易地帯或は自由地帯設置案を検討し始めた情勢に對し横浜地元の關係方面に於ては本問題を本格的に推進すべき時機であるとし商工會議所が中心



となり再び「横濱港自由港設置委員会」を開き豫ての宿案の實現に  
 猛運動を起すこととなつた。  
 同委員会の計畫する自由港區設置案としては鶴見區の惠比壽町、室  
 町、大黒町、本廣町を包含する約九十三萬坪の地域を候補地とする  
 ものを第一案とし瑞穂橋を中心とするもの第二案として居る。  
 第一案は自由港區の脱税、密輸入防止の見地から運河を繞らば臨港  
 地帯を採り貨物の積置、改装、仕入、手入、加工製造及再輸出を實  
 現せんとするものでハンブルグ又はコペンハーゲンシステムの類  
 するもので第二案は棧橋を中心とし更に地域を必要とする場合は埋  
 立を考慮することとなつてゐる模様である。  
 尙自由港設置委員会は八月十七日元總司令部經濟科學局特別顧問で  
 あつたエミール・ルーチ氏を招き第八軍關係當局並外國貿易業者  
 の參列を得て本問題に對する意見の開陳を求め鈴木局長も之に參列  
 したがバルーチ氏は日本現在の労働不安と複雑なる税制を以ては外  
 國資本の導入は望み得ざるべく日本經濟の現状を救うには加工を許

0217

す自由貿易地帯を設けし米國の資本と技術とを誘致するより他なき  
 ことを説き之が候補地としては日本人口の三割を占むる京濱地帯を  
 控えた横濱港附近を最適とする旨を述べ委員會の運動を勵ました。  
 横濱の關係各方面に於ては中央の動きを注視して運動を展開し是非  
 共日本に於ける最初ら自由貿易地區を横濱に設置せんことを意氣込  
 んで居る。

二、連合國軍關係船員系統使用人給與規定一部改正  
 特調勞務部に於ては本年四月以降の連合軍關係船員及び副員の本俸  
 給の支給方法につき考究中であつたが本年四月一日から七月三十一  
 日までの勤務については全期間乗船勤務者に對しては本俸給の四二  
 〇%その他の者に對しては前記の割合で勤務期間に應じ、計算され  
 た額を支給することとし其外に家族手當については前記全期間家族  
 手當の支給を受けた者に對しては扶養家族一人につき四〇〇圓その  
 他の者については前記の割合で家族手當の支給を受けた期間に應じ  
 計算された額を一時金として追加支給する事としたので特應勞務部  
 の要請により當事務局は前記措置に對する第八軍當局の承認をとり

0224

RA'-0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

つけた。

三、横濱地區に於ける土地建物の接收解除  
八月下半期中當事務局を通じ連絡せられた接收解除は左の通りである。

家屋	一件
工場(一部)	一件
土地	一件
家具	三件

四、横濱特殊地域内に於ける日本人の建築に對する許可  
第八軍により指定せられた横濱市内の軍施設に近接する特殊地域内の日本人の家屋新築又は修築に對する軍當局の許可申請は最近日本側の復興に伴ひ著して増加して居るが八月下半期中當事務局を通じ許可を取付けたものは十三件であつた。

五、占領軍將兵及家族の日本交通機關利用  
先般第八軍司令部は占領軍將兵及家族が電車バス等日本側の交通機關を利用する場合所定の賃銀を支拂う様達しを發したので横濱市に於ては之に對應し英文にて印刷し一般乗車券と色合を違えた圓貨拂回数券及一回乗車券を用意し八月十五日より市營電車及バスに賣出すこととなつた。  
市電氣局の報告によれば右切符賣出し後成績よく占領軍側の利用者は日毎に増加して居るが未だ未拂乗車者も相當ある實情の趣である。

六、當事務局接受の設營關係第八軍公文  
八月後半期中當事務局に於て接受し處理した設營に關する第八軍司令部發日本政府宛覺書の内容及移牒連絡先は左の通りである。

0218

0225

RA'-0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0219

月日	件名	番 號	移 牒 連 絡 先
八一六	調達要求書 JPR-1755 の修正に関する件	(四 A 四〇 G 七〇 P 九一 D 一二〇)	特調本廳
八一六	調達の遅延に対する措置に関する件	(四 A 四〇 G 七〇 P 四一 D 一二 X)	"
八一六	横田空軍基地日本人使用人の宿舍に関する件	(六 A 四〇 G 四一 P 七三 D 一)	"
八一六	調達要求書 KINGC-1034 號の書換に関する件	(四 A 四〇 G 七〇 P 五二 D 一〇)	"
八一六	役務調達要求書の終了に関連する請負業者の 丁真及施設に関する件	(四 A 四〇 G 六〇 P 九七 D 一)	"
八一六	調達需品の出荷承認に関する件	(五 A 四二 G 八〇 P 〇 D 一 E)	"
23	八一六 役務調達要求書の有効期間満了に関する件	(四 A 四〇 G 七〇 P 六一 D 一〇)	"
八一六	需品調達要求書の有効期間満了に関する件	(四 A 四〇 G 七〇 P 七一 D 一〇)	"
八一〇	調達要求書 JPR-934 號に関する件	(四 A 四〇 G 八〇 P 二一 D 一二〇)	"

七オン物報  
第三十七號所報の  
本件ホテルは其後左の通り増加された。

神奈川縣 一五  
静岡縣 一四  
東京都 三八  
千葉県 三

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0225

RA'-0116



長野縣	八
栃木縣	三
茨城縣	二
群馬縣	二
計	五

八 仙台連合軍向放送局放送出力臨時増力  
 第八軍司令部より管事務局長經由政府に對し六月二十八日附公文で仙台連合軍向放送局（WLK）の電力を七月十五日から八月十三日迄の二ヶ月間三KWから十KWに臨時増力方指令があり電波廳電波監理長官宛移牒しておいたが右必要の措置をとつた旨八月二十九日當事務局長から同司令部宛公文で報告した。

第四 雜 報

24  
 一 天皇陛下葉山御滞在中局長天機奉何拜謁  
 兩陛下には七月十二日から葉山御用邸に御滞在中で八月二十九日東京に還幸啓遊ばされたが鈴木局長は八月二十七日天機及御機嫌奉何の爲御用邸に伺候した。其の際局長は拜謁仰せつけられた。

25  
 二 小澤山口縣副知事第八軍民事局長訪問  
 同副知事は八月二十九日鈴木局長の案内で第八軍民事局長ジェバード少將を往訪八月十五日小野田市及八月二十日下ノ關に起つた朝鮮人朝連側の民間襲撃事件を説明し山口縣が多數の朝鮮人及共産黨員を擁護していて朝鮮に近い關係もあり日本全体の治安上重要なものにも鑑み今回騒擾を起した朝鮮人を追放處分に處する様米軍側の考慮及警察の裝備の強化を陳情した。  
 尙此の機會に同副知事及山下山口市長は第八軍司令官に表敬した。

三 キツテイ台風被害速報  
 八月三十一日關東地方から奥羽地方一帯を襲つたキツテイ台風の被害

0220



害は横濱地区は開港以來の大被害と云われるが全國の被害につき九月一日國警本部の情報をまとめて第八軍民事務局其他に速報して置いた。

0221

政務局



取扱注意

昭和二十四年九月十六日

同一部在  
秘書官  
秘書官  
秘書官  
秘書官

0222

マロ。執務報告第四十七號（九月上旬期）

横濱連絡調整事務局

9.30

116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0116

0228

目次

第一 政務

- 一、民事部機構改組後の民事々務運営振に關する第八軍民事局會議と各地方連調局長の參加
- 二、第八軍司令官東北、北海道視察
- 三、朝鮮人遊盟解散命令施行（神奈川県）
- 四、歸國命令を受けた進駐軍人員の留任陳情取扱方
- 五、琉球人の本邦渡航手續
- 六、進駐軍による被害事件の賠償
- 七、横濱戦犯裁判關係
- 八、第八軍民事部首腦者との定例會談
- 九、鈴木局長ゾオリーズ隨軍次官と會見

七、鈴木局長第八軍司令官會見

第二 經濟（賠償）

- 一、賠償撤去作業に關する賠償協議會開催
- 二、釜利谷工廠梱包貨物のパツキング・リスト作成促進措置
- 三、オランダ向賠償貨物の船積
- 四、賠償撤去經費報告書提出の促進
- 五、軍工廠轉用に關する東京地方賠償協議會開催
- 六、扶桑金屬神崎工場の移動機械の處置
- 七、ヤナイ台風による賠償工場の被害の補修
- 八、濱名湖に投棄されたドラム罐入り毒ガスの處置
- 九、輸入事故食糧の處分
- 七、舊軍用施設の返還

0223-1

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0229

RA'-0116





一、民事部機構改組後の民事々務運営振に關する第八軍民事局會議と各地方連調局長の參加  
 九月三十日第八軍民事局長シェバード少將及同次席ワッツ大佐より鈴木局長に對し九月二十六及二十七日の兩日、極濱に於て本件會議を催し各地方民事部長が參加し、人事、今後の運営振、日本人要員の問題を協議する筈で其の機會に二十七日各地方連調局長の參加を得て各地方連調局長の新機構及同局長が各地方民事部との協力を如何にすべきやに付協議したい旨要望があつたので、本省とも連絡の上早速各局に對し手配した。  
 尙關東地區十都縣に對しては九月二十九日前橋市に於て渉外事務連絡會議を開き右會議の結果を披露する事に手配した。

二、第八軍司令官東北、北海道視察

ウオーカー中將夫妻はマツク・アーサー元帥夫人同伴、仙台、札幌方面視察の爲九月十二日夜出發十七日歸濱したが、其希望に應じ北海道連調局長を通じ北海道知事及札幌市長が十五日札幌で司令官に面會する様斡旋した。

三、朝鮮人連盟解散命令施行（神奈川県）

神奈川県に於ては朝鮮人連盟（支部二〇）、民主青年同盟（支部十六）兩者に對し八日正后に執行を開始したが何れも解散通告受理を拒否した爲、警察の應援を得て兩者の縣本部に對する執行を了したの  
 は九日午後で縣内全部の財産摘收を完了したのは十二日である。執行官に對する暴行強迫等はなかつたが無届演説（連盟本部）及執行妨害（同鶴見支部）の爲一時檢束せられたる者七、八名を生じた。  
 財産は多くは事前に處分せられた爲接收は殆んど形式だけに止つた。其後表面化したる反動は未だ見られぬが兩團體關係者は飽くまで對抗闘争すべき旨を呼號して居り、解散措置其物が實際效果薄き嫌あるに加え幹部の追放も其活動を封ずるには困難あり旁今後益々共產黨との連繫を固めて地下運動に走らしめる虞があるので規正令第十

0225

0231

RA'-0116



0226

條による調査等により善處する必要あることを認めて居る。  
 尙連盟幹部は九日神奈川縣知事と會見、左の如く抗議した。  
 (イ) 本措置は日本政府の一方的彈壓行爲である。  
 (ロ) 右は我々への宣戰布告であつて吉田フアツシヨ主義の現れである。  
 (ハ) 日本は之により愈々其獨立性を失ふこととなる。  
 (ニ) 我々は飽くまで輿論を喚起して抗争する。  
 (ホ) 財産を保全し又個人の物品を區別せられたい。  
 (ヘ) 幹部に尾行を附するが如きは避けられたい。  
 (ニ) 他の反動團體を取締られたい。其他。

3  
 四 歸國命令を受けた進駐軍人員の留任陳情取扱方  
 最近某縣民事部の幹部將校が歸國命令を受けた處、當該縣の縣會  
 長が中央政府を通じ八軍司令官宛の留任請願書を送付したので之  
 を八軍及關東民事部へ提出したが其後兩者から近く府縣民事部廢止

4  
 にもかんがふ右は考慮の餘地がない旨口頭回答があつた。其節民事  
 局當局から將來民事部縮少問題に關連して此種の陳情が相當あるこ  
 とかと思われるが大體に於て考慮困難であるからなるべく日本側  
 としでも取上げざることをせられたく、萬一取次ぐ場合も之を地方  
 民事部へ提出する様關係の向へ注意方要望があつた。

五 琉球人の本邦渡航手續  
 八月十二日附 S C A P I N 第二〇三八號に依り「同情に値する理由」  
 ある琉球人の本邦渡航が許可せられたのに關し、九月に入り其最初  
 の申請三件八名が八軍司令部に接到したので同司令部は當事務局經  
 由我政府宛覺書を以て之に對する許否決定上の必要から之等申請書  
 に記載せられて居る落着先の引受人(ホスト)が事實上其アドレ  
 スに現住して居るか及ホストが來訪者を扶養すべき資力を有するかを  
 調査方を要求して來たので外務省へ移牒し其結果判明を待つて當方  
 から八軍へ報告することとした。  
 尙八軍に於ては右 S C A P I N と略同様の手續により本邦在住琉球  
 人の琉球渡航許可方を考究中である。

RA'-0116

0232

六 進駐軍による被害事件の賠償  
去る四月黒人兵がジープの運轉を誤つて栃濱市戸塚區内の一民家に突入して住宅を大破した事件があつたが、九月九日此黒人兵の所屬部隊である第七六高射砲大隊の將校が當事務局を訪れ、本件は調査の結果右黒人兵はジープを盗用し泥酔の結果運轉を誤つたもので單なるネグリゼンスに起因するものでないことが判明したので、被害者に對する損害は本人の給與停止により賠償せしめることに決定した趣を以て被害額に關するステートメント提出方を依頼した。仍て警察をして調査せしめた處被害見積額は約八萬圓であるが被害者は無資力の爲責任者からの賠償金を以て必要の修理を行いたい意向を有することが判明したので、結局區役所其他適當の向をして被害額の査定を行わしめたる上公文書を以て當事務局に報告せしめ、これから國庫負担の事故見舞金額を控除した金額を責任者かをして賠償せしめることとした。

七 横濱戦犯裁判關係  
九月初新に起訴された者左の通り、何れも逃亡中逮捕された者である。

元西部軍司令部附	見習士官	左	田	野	修
元海南島第十六警備隊	海軍大尉	湯	淺	ト	ラヲ

新潟鐵工所關係者及大谷裁判の判決  
昨年十月二十五日公判開始された新潟鐵工所俘虜虐待事件關係者三十八名中昨年十二月及本年四月の中間判決にて無罪となつた六名の工員を除く残りの三十二名(内軍人二名)に對し九月六日判決の言渡があつたが大野所長以下課長級六名は全部無罪となり、最高重労働十五年四名(内軍人一名)、七年一名、三年二名、二年四名、一年半二名、一年六名(内軍人一名)無罪合計十三名であつた。  
本年四月二十五日公判開始された元東京憲兵隊長大谷敬二郎大佐は九月十三日重労働十年の判決を受けた。  
八月中邦人辯護士の報酬及證人の旅費支給額左の通り

0228-1

RA'-0116

0233

0228-2

ケース	二	辯護士	七名	四九七〇〇圓
證人	二九名		一六七八一〇圓	
計			二一七五一〇圓	

八 第八軍民事務部首腦者との定例会談

(一) 八月三十日(第七十三回)

鈴木局長よりの質問に答えてワッツ大佐より暫定案ではあるが一  
 應九月十五日を目標として各管區民事務部長會議を行いその時日本  
 側よりも各地方連調局長にも出席して頂き度いと考へては居るが  
 ヴォーリース陸軍次官が来て居り參謀長フォックス准將も非常に多  
 忙である爲日取は今の所確定しかねるが何れ決定次第御知らせす  
 る旨回答があつた。

尙當日の會談中「親から見た新教育に關する世論」に關しては、  
 アルバー・ゴッチ民間教育部長、サール社會部長、ワッツ大佐等  
 は熱心な質問を試みた。

(二) 九月六日(第七十三回)

尙鈴木局長より提出した山口縣東京事務所よりの「朝鮮人騒擾事  
 件」報告は早速シェバード少將に提示する旨ワッツ大佐から話が  
 あつた。又岡大佐はシャープ博士の税制勸告案に對し地方自治体  
 の態度並に反響等に付ても質問する所があつた。

九月六日第七十三回定例会談は鈴木局長已むを得ざる事情の爲取  
 り行うことが出来なかつたので關係書類を一纏めにして民事務局に  
 提出した。

(三) 九月十三日(第七十四回)

鈴木局長より今回ヴォーリース米陸軍次官が來日した事についての  
 個人的印象を述べた。

尙當日の議題中主なるものは「災害對策費問題」、「昭和二十四  
 年度有效需要對策」、「小口需要に對する統制簡素化措置」等であ  
 つた。

RA'-0116

0234

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



0229

九 鈴木局長ヴォーリズ陸軍次官と會見  
 鈴木局長は九月八日朝京都より歸濱のヴォーリズ米陸軍次官に第  
 八軍民事務局で安井東京都知事、内山神奈川県知事、石河旗濱市長と  
 共に會見（シエバード少將及東京都民事務局長、神奈川民事務局長も共  
 に立合）したがその際鈴木局長は連調事務局長の第八軍及指揮下機關  
 との協力に關する説明を行つた。兩知事は進駐軍援助指導に對する  
 表謝、石河市長の地方財政に對する關心表明（シヤウブ勸告に依り  
 地方財政は幾分改善さるべきも尙一層の改善方希望に堪えざる旨を  
 述べたるに對し次官は、勸告はマ元帥に對し爲されたもので自分は  
 未だ熟知して居ないから充分御話しすることを得ないのは遺憾であ  
 ると答えた）の後日本援助に關し左記の趣旨の話をした。

自分は三年前から舊敵國に對する食糧救済の問題に従事して居  
 る。第一次世界大戦の後には連合國は舊敵國から賠償は取つたけ  
 れ共フーヴァー元大統領が白耳義佛蘭西其の他の救済の爲米國の

食糧の一部分を送つたことがあるが今度の戦争以後に米國が現在  
 やつて居る食糧救済は歴史上最初の試みである。自分としては此  
 の事業の重大な意味に鑑み強力之に努力して居る次第である。  
 この米國の舊敵國救済は恰も戰勝國が逆に戰敗國に對して賠償  
 を拂つて居る様なものであつて米國としては之に依つて自國の餘  
 剩食糧を賣捌くと云う譯でもなく何等の利益も追求する意圖はな  
 い。只舊敵國民と自分等の食糧を分ち合ひ舊敵國が戰敗から一日  
 も速かに立ち上り、自括出來る様になることを助ける爲であつて  
 結局世界中が皆の住み易い様になることを希望する外に考はない  
 次第である。

獨逸の米、英、佛占領地境が三千萬の人口を擁し、日本が八千  
 萬の人口を有するのであるから丁度アメリカの人口と同じ位の舊  
 敵國人に食糧を供給して居ることになる。更に之を數字的に言  
 ならば一九四六年の七月一日以前は軍の餘剩物資を使用したが、  
 終戦後三十億から四十億弗の金の使用して居る譯である。之  
 は日獨に對する外南鮮、琉球に對する分も少し含んだ數字だが一  
 般的經濟援助、マーシャル群島巴復興案等必要する金は之に含ま

RA'-0116

0235

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

0230

れて居ないのである。云々  
尙右の話は安井知事の希望もあり同知事を通じて各知事及其他地方  
自治体側に廣く傳える様に取計つた。

大 鈴木局長第八軍司令官會見

九月十二日局長がウオーカー中將に會見した際同中將は日本人に對  
する諸種の制限を次第に緩和するマツタ・アイサー元帥の方針につ  
き説明した。又日本の魚介を進駐軍が賣り事が出来るやうに成る旨  
を述べられた。

第二 經濟 (賠償)

一、賠償撤去作業に關する賠償協議會開催  
九月九日當事務局に於て東京地方賠償協議會本部幹事會(第三十八

同)を開催し主として左の事項につき協議した。

- (一) 釜利谷及橋須賀兩工廠の梱包作業の促進措置
- (二) 釜利谷工廠に於ける梱包設計圖の検査問題
- (三) 釜利谷工廠梱包完了機械の田浦への輸送計畫
- (四) 賠償撤去勞務者用地下足袋の配分

三、釜利谷工廠梱包貨物のパツキング・リスト作成促進措置

同工廠に於ては十月十五日梱包完了の實現を期し、八月末の計畫不  
足量を取かえし且、十月に入つてゆとりを生ずる様九月に重點を置  
いて目下着々梱包作業を繼續中であるが、實際の機械の梱包が出来  
てもパツキング・リストやマーキングが兎角遅れ勝ちとなる點に鑑み  
九月五日當事務局に於て釜利谷工廠の現場に東京財務部及橋須賀特調  
各係官及第一班より第七班迄の各業者の代人及パツキング・リスト担  
當者の參集を求めて、出来るだけ正確なパツキング・リストやサマリ  
リーシートを遅滞なく作成するための對策を協議した。  
種々討論の上結論として當事務局係官より今後は左記を誠實に實施  
する様要望し各班ともその履行方を約した。

RA'-0116

0236

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

三、オランダ船賠償貨物の船積  
オランダ船バレイウスが九月六日長浦港に入港する旨九月三日賠

- (一) パツキングリストの原稿は出来る限り毎日出来た分から少しづつ、梱包本部に提出し其の検査を受ける。セツト物に於ても豫め全部のセツト番號を梱包本部から貰つて置いて梱包の出来たものからパツキングリストの原稿を提出する。
- (二) 梱包本部へ提出されるパツキングリストの原稿は從來誤りが多いため梱包本部に於て朱筆を加える箇所も多く、強いてはタイピストがミスタイプする量も多くなる。今後は誤りのない様よく注意し正確に原稿に記入すること。
- (三) 第六班を除き各班とも梱包本部の検査を経た原稿を原紙にタイプした後それを印刷に附する前に其の原紙の校正をしたかつた場合があることを認めて居るが、今後はこの様なことは絶対に止めること。原紙は印刷前必ず入念に校正せねばならない。

償應より電話があつたので、近々釜利谷工廠より同港に輸送する筈であつた梱包完了貨物約二千容積屯の輸送手續を繰上げることにし早速六日入札を行い、翌日先づ右貨物のうち和蘭向の分計六個二九五容積屯を緊急輸送した。豫定通り九月六日夕刻入港した同船は翌七日十時半より船積みを開始し八日十三時半右釜利谷の分と横須賀工廠に於て梱包完了した和蘭向七七個五三一容積屯、總計八三梱包二八三・六重量屯・五六〇容積屯の積込を終え十四日調印を行つた。

四、賠償撤去經營報告書提出の促進

九月八日及十三日の二回に亘り右促進方賠償應より公信及電報を以て督促して来たが當管内に於ては釜利谷解体梱包經營報告第六期一本ガチブリスト一及七月十八日船積出帆の英船スラツト號以下數船の船積經營報告が未提出となつて居る。これ等については既に特調に對し口頭及文書を以てしければ提出方督促してあるが、前記の通り更に賠償應より督促して来たので特調に對し改めて至急提出方文書を以て依頼した。

0231



五、軍工廠轉用に關する東京地方賠償協議會開催  
軍工廠の轉用に關する賠償應からの公信に基き九月十四日右協議會  
一部幹事會（第二十九回）を當事務局で開催した。賠償係官より  
轉用問題に關する諸般の説明があり、次いで左の事項につき打合を  
行つた。

イ、協議會は今後軍工廠の轉用又は使用計畫の作成機關として活用  
されるから、計畫立案に實際に必要な關係官應係官の参加を求め  
る。

ロ、賠償應で目下作成中である軍工廠所在の機械類のリストを活用  
して、關係官應は之等機械類が最も有効に使用されるよう措置す  
る。

ハ、協議會は申請に基き或は進んで轉用又は使用計畫を協議或は立  
案する。これ等オリソライズドユースの申請は輕微なものを除き協  
議會の議に附する。

ニ、協議會の開催場所は原則として對象物件の所在する縣とする。

六、扶桑金屬神崎工場の移動機械の處置  
右處置促進のため第八軍當局に申入れの経緯については既報（執務  
報告、第四十六號）の通りであるが、九月十三日神戸連調より總司  
令部C.P.O.のアンドリウス氏が、民事部係官同伴九月六日本件機械  
を視察し（第八軍の許可なき限り手入をしてはならぬ。①機械の手  
入、再配置等は特調の競争入札による。但し扶桑、川西兩社の見積  
が司令部及神戸民事部で適當と考えれば隨意契約でもよい。②手入  
の程度は、露出面のみ錆を落し、ギヤボックス等の内部は必要に應  
じグリスを補充するに止め分解せず、又修理及部品の補充を要し  
ない、等の指示を與えた旨の報告があつた。依て右につき第八軍當  
局の意向を確かめた處、本件については其の後總司令部より何等の  
通報に接せず、かゝる指示が現地に於て發せられたことは承知して  
居ない、日本側としては兎に角民事部の正式指示に基き措置すれば  
よいと語つた。尙第八軍係官は、右神戸連調の報告のコピーを希望  
したので其の英文を作成手交して置いた。

セキテイ台風による賠償工場の被害の補修

0233

九月十三日神奈川民事部より、縣下全賠償指定軍工廠及民間工場について、先般の台風による建物、機械の損害のうち、特に賠償指定休止機械の保守管理上、直ちに補修を要する箇所及其の経費見積りの調査報告を至急提出する様指示があつたので、縣當局及び東京財務部横濱支部に右在報方を連絡した。

八 濱名湖に投棄されたドラム罐入り毒ガスの處置  
九月八日のスターズ・アンド・ストライプ紙は九月三日濱名湖上に毒ガス (mustard gas) の入つたドラム罐一個が浮き上つたが、米軍化學關係部隊の一軍曹が日本警察の協力を得て處理し幸い事なきを得たが、右は終戦當時日本軍により投棄された毒ガス入りドラム罐の中の一つと、思われるがこれよりさき一九四七年にも同様のドラム罐が二個浮上り其の時は日本漁夫が内容を知らずに舟に拾い上げ罐が爆発して漁夫二名死亡、数名負傷の椿事を起したことがある旨を報じた。

右に關し九月九日第八軍民事務局經濟部天然資源課より當事務局係官に對し現地米軍よりの報告によれば、湖底には尙同様のドラム罐が沈んで居るものと思われ、今迄浮上したものから見ると日本軍に於て投棄の際罐に穴をあける措置を講じなかつた模様であるから中の毒ガスは分解して居らず危険であるから湖底を浚う必要があると思ふとて日本側責任官廳の係官召致方を依頼して來た。依て關警本部に連絡し、九月十二日同本部刑事部防犯課の係官を伴い前記天然資源課を往訪した。先方の質問に對し防犯課係官より浮上した毒ガスの取締は警察の任事であるが湖底のものを浚うことは第八軍より正式指令を受けた後日本側關係官廳間で協議して其の担当官廳を決めたい。又實際に浚うとなると豫算が必要である旨を述べた處、先方も特に最後の豫算の問題に關連し更に現地米軍當局の意向を確めた上であらためて日本側と協議する旨を語つた。

九 輸入事故食糧の處分  
從來輸入食糧の事故品は、特にその數量の多い場合は別として、多くの場合食糧事務所が處分の計畫を立案し、その計畫を民事部に提



0234

出して處分許可を受け、農林省へは事後報告をしたに過ぎなかつたが、八月三十一日神奈川民事部は覺書を以て、今後輸入事故品は農林省の事前の許可なしには菓子類製造用として業者へ拂下けしてはならない旨食糧事務所に指示した。

七 舊軍用施設の返還

終戦以來當事務局は東京財務部横浜支部の申請に基き、神奈川民事部に對し同縣下舊日本陸海軍施設の返還申請手續を行つて來てゐるが、本年一月より八月末迄に同民事部より返還された舊日本陸海軍施設は六七件、その評價額累計は土地三、七〇五、〇〇〇圓、建物一、六二、三、三〇〇圓、工作物三、一、二七、〇〇〇圓、合計二、三、〇、六五、〇〇〇圓となつてゐる。尙九月上旬に當事務局より神奈川民事部に返還申請を提出したもの八件、同民事部より返還になつたものは左の五件である。

- 一 舊海軍北武軍人軍屬住宅一建物三〇棟
- 二 舊高座海軍工廠飛地栗原地區一建物四〇棟

- 三 舊相模海軍工廠内破損建物二棟
- 四 舊橋須賀海軍施設部藤澤地方事務所一建物一四棟
- 五 舊橋濱連隊區司令部一土地一、四六七坪、建物一〇棟

第三 設 營、勞 務

一 舊軍事施設の無斷取毀

横浜市内舊根岸競馬場施設は戦時中日本海軍のリーダー・ステーションとして使用された現在進駐軍による占領物件として管理されてゐるが、その施設中の建物一棟は戦時中當地文壽堂印刷會社が自ら建設したとの理由で今回勝手に他人に賣渡し、去る九月十三日取毀しを開始したところを進駐軍に發見され、關係者三名は現在O.I.Dに拘留され取調べを受けてゐる。

- 二 横浜地區に於ける土地建物の接收解除
- 三 九月上旬中橋濱地區に於ける接收解除は左の通りである。

0240



月日	件名	番 號	移 牒 連 絡 先
八二七	調達要求書SERI-884 號の取消に因る損害補償に関する件	A G P D 四〇八五二	特調本廳
八二七	調達要求書(PIR)の號により接收せられた施設の接收解除に関する件	A G P D 四八三	特牒本廳
八二七	未決済占領軍關係經費に関する件	A G P D 四七八	"
八三〇	役務調達要求書の有効期間延長に関する件	A G P D 四〇八六二	"
九三	調達要求書JPR-947 の訂正に関する件	A G P D 四〇八七一	"
九八	口物資の倉庫保管經費に関する件	A G P D 四〇八七二	"
九八	塗料製造業者に対する前拂に関する件	A G P D 四〇八七三	"
九一〇	調達要求書JPR-7572 に関する支拂要求の件	A G P D 四〇八七四	"

三、當專務局接受の設營關係第八軍公文  
 九月前半期中(八月後半期を含む)當專務局に於て接受し處理した設營に關する第八軍司令部發日本政府宛覺書の内容及移牒先は左の通りである。

建物(一部分) 一件  
 土地 一件

但右はいづれも連合國人財産である。  
 横濱特殊地域内に於ける日本人の建築許可(前號参照)九月上旬中當專務局に於て取扱つた建築許可申請は計十八件、内許可になつたもの十六件残り二件は未決定。

0235

RA'-0116

0241

第四 雜 報

一、横濱ロータリークラブ復活祝賀午餐會に第八軍首腦將校出席  
 横濱ロータリークラブは七月二十日シカゴ國際ロータリークラ  
 ブ本部から正式復舊を承認されたので其の再出發を祝うチャイター  
 ランチオンを九月六日野毛山迎賓館で備した。鈴木局長の幹旋で第  
 八軍參謀長ディーン少將がウオーカー中將一丁度同日米陸軍次官ウ  
 ォーリーズ氏が來濱の爲缺席の代理として横濱基地司令官ガトー  
 イン准將及神奈川民事部長キートン大佐と共に出席し同少將はウ  
 ォーカ一中將の同クラブに對する懇篤なメッセージを讀み又同中將  
 がクラブの希望を受けて名譽會員と成ることを受諾する旨を披露し  
 た。同會合には局長も出席したが來會者百名近くで非常な盛會であ  
 った。

0236

RA'-0116

0242

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RA'-0116

0243

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

三東富士裾野米軍演習地問題調査  
 静岡縣御殿場附近米軍演習地附近に於ける風紀問題及び演習地域内  
 に於ける玉穂村、原里村、印野村等村民の草刈問題並に演習地使用  
 に伴う補償問題等に關し調査の爲當事務局長一名は八月三十日より  
 九月一日迄現地に出張した。因に其後九月上旬草刈問題は演習地司  
 令官の好意に依り從來通りに入入を許可された旨村當局より報告が  
 あつた。

外務省

總務課長

同一信左記用紙へ添付済  
 秘書官室  
 特別送達

0237

管理

取扱注意

昭和二十四年十月一日

241621

Y L C O 執務報告第四十八號（九月下半期）

横浜連絡調整事務局



目次

第一 政務

一 民事部整理問題に關する日米合同會議

二 第十二回渉外事務連絡會議

三 農地委員選舉と二重國籍米國人の市民權

四 死刑囚朝鮮人の財産輸送方法

五 歸還朝鮮人の財産輸送方法

六 陸下行幸の際のMP護衛

七 横濱戰犯裁判關係

八 第八軍民事務部首腦者との定例会談

第二 經濟賠償

一 東京地方賠償協議會一部幹事會(第三十回)の開催

0238-1

RA'-0116

0244

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

- 二 賠償貨物引取船の積荷買取船促進措置
- 三 賠償機械の手入新基準に関する第八軍施行命令（O.D. 21/2）中の疑義
- 四 魚工廠及民間工場内の賠償機械使用許可
- 五 賠償工場に関する各種申請書等の手続の變更
- 六 舊日本軍用施設の返還
- 七 遊休物資の取扱ひに関する神奈川民事部覽書
- 八 ゆられの人口の撲滅に関する覚書
- 九 舊海軍住宅の連合國人による使用

第三 設營、勞務

- 一 連合國軍關係直轄使用人の給與規定の一部改訂
- 二 連合國軍直轄使用人の九月分給與支拂に對する臨時措置
- 三 横濱港「ソトハーバー」の使用許可
- 四 新横濱建設委員會結成協議會
- 五 横濱市電運轉時間延長

0239

- 六 京濱港管理主体問題
- 七 久里濱舊海軍對潛學校施設の利用
- 八 横濱地區内に於ける不動産接收解除
- 九 横濱特殊地域内に於ける日本人の建築許可
- 一〇 當事務局接受の設營關係第八軍公文

第四 雜 報

- 一 總司令部外交局新任領事部長ビルチャイ氏着任
- 二 新第一騎兵師團長ゲイ少將着任
- 三 第八軍參謀長ディーン少將更迭



0240

第一 政 務

一、民事部整理問題に關する日米合同會議  
 民事部整理問題に付ては八軍民事務局の要望もあつたので全圖各連調局長に對し外務大臣から召電を發せられ、九月二十六日には日本領會議が外務省に於て開催（當日に限り神戸及横須賀も参加）せられ先之各地方連調並に府縣側から接見した質問及要望事項等を當事務局に於て取纏めて八軍民事務局當局へ提出して置いたの對し、九月二十四日同局次長ワッツ大佐が與えた回答を列記せるもの（「府縣單位民事部廢止後の地方民事部運営方針及之との連絡方法」九月二十四日第八軍ワッツ民事局長鈴木局長會談要領）を中心として逐條討議を進め同會議に於て新に開陳せられた要望及質問事項六項目に付ては翌日の日米會議に於て改めて米當局に申入れることとした。翌二十七日は當地に於ける日米合同會議當日であるので各地方連調局長は外務省連絡局代表と共に當事務局に參集し午前十時半鈴木局長の案内でウォーカー八軍司令官を往訪した。總領司令官は民事行政に對する連調側の協力を謝すると共に今回の民事部整理に付ては各知事から種々陳情もあつたが日本の民主化と自治能力を世界に示す爲に必要な措置である所以を各自歸任の上地方長官に傳へられた旨を説示した。

1

2

長の案内でウォーカー八軍司令官を往訪した。總領司令官は民事行政に對する連調側の協力を謝すると共に今回の民事部整理に付ては各知事から種々陳情もあつたが日本の民主化と自治能力を世界に示す爲に必要な措置である所以を各自歸任の上地方長官に傳へられた旨を説示した。

午後一時半から民事局に於て各地方民事部長をも交へ日米合同會議に入り先づシエバード民事局長から挨拶があり次いで前記東京會議に於ける追加質問に對し同局長及ワッツ次長から回答があり自由討議の後閉會した。

本件に關する日米間質疑應答、同追加分、ウォーカー中將及シエバード少將演説と之に對する鈴木局長答辭は各別連絡傳内通りである。尚シエバード局長は會議後日本側一同を將校俱樂部に招待し自ら主人となつてコックテイル及晚餐會を催した。

三、第十二回涉外事務連絡會議  
 九月二十九日群馬縣水上に於て管下都縣の第十二回涉外課長會議を

RA'-0116

0246

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



開催し鈴木局長以下係官又外務省から西山地方課長が出席した。同  
會議の議題は今回の民事部整理問題を主たる討議事項とし各縣提出  
の議題も豫め本問題に限定せられ、鈴木局長から前々日當地に於け  
る日米合同會議に於て取上げられた質疑應答に付て詳細説明を加へ  
又西山地方課長から球外補助費の問題其他に付て説明する所があつ  
た。今後の連絡方法等に關する都縣側要望及質疑に付ては十月四日  
八軍民事務局との定例会見談事録、同じく之に關するワッツ大佐の回  
答として別途報告の通りである。

三、農地委員選舉と二重國籍米國人の市民権  
九月二十一日執行せられた都道府縣農地委員選舉に關連し當地米國  
總領事館から當事務局に對し農地委員選舉に投票した二重國籍二世  
は之により米國市民権を剝奪せらるべきものであるかの問題に關し  
日本側見解を書面を以て回答せられたいとの申出があつた。  
仍て全國選舉管理委員會の解釋を求めた結果「衆議院並に參議院議員

0242-1

0247

RA'-0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

選舉法、地方自治法は何れも國會議員及地方議會議員の選舉に關し  
 戶籍法の適用を受けざる朝鮮人等の選舉行為に特別の規定を設けて  
 居るけれども農地委員の選舉に付ては何等國籍法上の制限なく右は  
 此種の非政治的選舉に關しては實際利害關係を有する者は國籍等に  
 關係なく選舉權、被選舉權を與へる趣旨に出づと解される。然し乍  
 ら九月二十一日の選舉は去る八月選舉せられた市町村農地委員が都  
 道府縣農地委員を選舉する間接選舉で一般人には無關係なるに加へ  
 事實上市町村農地委員に選舉せられた二世米國人は一人も存在しな  
 いことを確めたので此旨回答を與へた。

四死刑囚の判決再審方申請

昭和二十二年七月山口地方裁判所に於て強盜殺人罪の爲死刑の判決  
 を受け其後廣島高等裁判所に控訴申立中二十三年四月本人の控訴取  
 下により判決確定した朝鮮人から米軍に徴る右判決の再審査  
 を願出た趣を以て去る七月法務府から外務大臣を経て營方に之を取  
 次いで來た。仍て八軍司令部に再審方を申入れて置いた處九月十九  
 日第二十四師團から直接營事務局に對し申請人は自ら控訴を取下げ



た経緯があり且日本側裁判に何等公正を缺く點を認めぬ爲同人の申  
請は第八軍司令官に於て之を却下し日本側判決を支持する旨回答が  
あつたので外務省を通し法務府へ此旨回報した。

#### 五 歸還朝鮮人の財産輸送方法

本國歸還朝鮮人に關する手荷物以外の荷物を門司港から別送する従  
來の規定を改め、歸還者と同船同時で佐世保港から輸送する様にと  
の米側申出に基き佐世保接岸作業實施方の計畫を樹てて總司令部及  
第八軍へ申入れを行つたことに付ては去る八月月上旬半月報告の通  
りであるが右は其後海軍及現地軍管局とも折衝中の處總司令部は九  
月十三日附外務省宛覺書を以て(イ)同港第二號倉庫を保税倉庫とし、  
(ロ)岸壁の使用は鹽の輸入船の荷卸作業に妨げなき様すること及(ハ)岸  
壁に於ける税關の荷物検査及收容所に於ける手荷物検査は船の出帆  
直前施行すべきことを條件として右我方案に賛成する旨回答越した

#### 六 陸下行幸の際のMP護衛

従來行幸の際米軍側で附して居たMPの護衛は皇居及御用邸に對する米  
側警備撤廢(本年六月下旬半月報所載)に次ぎ之を廢して特別の  
事情なき限り日本側に委することとなつた趣である。之を當地方に  
於ける實際に見るに去る七月十八日兩陛下葉山より御還幸の際は地  
元駐在の騎兵第一旅團からは慣例によりMPのエスコートを附して  
くれたが精進森兵司令部は團警備神奈川縣本部の懇請に對し既に日本  
側の責任なることを主張して護衛派遣を拒絶した。又九月十八日當  
市に開催せられた國民体育大會水上競技會行幸の際にも護衛には國  
警市警が合同で之に當り米側護衛は全然なかつた。但行幸の際には  
宮内廳から警務局に豫報するを常とするので其都度八軍民喜局に  
速報し他方警察當局からルテインとして憲兵司令部に連絡するを慣  
例として居る。右は通常の場合の實際であつて特に不安な情況等の  
豫想せられる場合は米軍側としても特別に考慮する筈であると了解  
される。

0242-2



0243-1

七 横濱戦犯裁判關係

(1) 逃亡中逮捕されて九月初起訴された元西部軍司令部附見習士官左  
 田野修に對しては九月十六日同じく元海南島第十六警備隊附海軍  
 大尉湯淺虎夫に對しては九月二十二日夫々公判が開始された。

(2) 九月中邦人辯護士の報酬及證人の旅費支給額左の通り

辯護士	九名	三九一一二圓五〇錢
證人	四七名	三三三八六四圓
計		三七一九七六圓五〇錢

7

八 第八軍民軍局首腦者との定例会談

(1) 九月二十日(第七十五回)  
 局長より昭和二十四年産甘藷集荷配給對策要綱、政府職員の政治  
 活動、人事院に對する組合登録問題、全遞の分裂、市町村農地委  
 員選舉結果等に付て説明した。

8

(2) 九月二十七日(第七十六回)

第七十六回會談は九月二十七日民軍部改組に關連する各地方民軍  
 部長及各連調局長の米日連絡會議が民軍局に於て行はれたる爲之  
 を取り出すことが出来なかつたので關係書類を提示したに止つた。

0250

一、東京地方賠償協議會一部幹事會(第三十回)の開催

九月二十六日釜利谷一技支廠梱包本部に於て右一部幹事會を開催し同工廠の梱包作業に關し主として左記事項について協議した。

一、撤去梱包作業進捗状況について

二、オランダ向賠償貨物の梱包及輸送について

三、梱包作業場内の梱包完了貨物の集積作業について

四、第七班(宇徳)担当の溶鑪爐内鋼滓の排除作業について

二、賠償貨物引取船の積須資配船促進措置

釜利谷工廠の梱包作業については七月中旬開始以來業者に對し今回の割當機械は十月末迄に輸送を完了する豫定となつて居り梱包作業そのものは十月十五日の完了期限を絶対に守らねばならぬこと並に梱包の終つたものは逐次輸送指令が出る處であるから月別仕向地別

梱包計畫も必ず實現する様督勵して來たのであるが、受取國船の配船は豫想より少く釜利谷梱包完了貨物の數量は田浦に於ける賠償貨物收容余力を可なり上廻模様なので、九月十六日現場につき右實情を調査した上其の結果を賠償廳に報告すると共に配船促進方を依頼した。

三、賠償機械の手入新基準に關する第八軍施行命令(0.D. 21/2)中の發

義 手入新基準に關する總司令部覺書には休止機械は現状の儘で dead

storage に置くとして規定するのみで其の保守手入については何等言及して居ないのに對し右覺書に關連して發出された前記第八軍施行命令には "--- Equipment in dead storage will receive only minimum maintenance to prevent further deterioration." とあつて、たとえ dead

storage のものでも幾らかの保守手入の必要があることを豫想して居り多少矛盾する如く思われるので右につき八軍當局の意向確かめ方賠償廳より依頼があつた。依て九月二十日當事務局より八軍經濟部

係官の意向を質した處。右は「Lead storage」に置かれた機械が悪化する状況にあることが認められたときは地方民事部の指示により或は日本側責任官廳より自費最少限度必要な作業内容を決定して其の経費を見積り豫算の請求手續をとる」意味に解釋する様回答があつたので右を賠償應に連絡して置いた。

四 軍工廠及民間工場内の賠償機械使用許可  
人造寶石を製造する信光社株式會社は舊大船海軍燃料廠の施設の一部を使用していた農業科學研究所の更に一部を使つて操業して來たが、農研が昨年十月解散を命ぜられた爲、從來使用許可を得ていた設備はすべて許可を取消されるに至つた。よつて信光社は使用中の電解装置その他の機械類二六九品目の正式使用許可を本年六月申請したところ九月二十二日神奈川民事部より許可された。  
尙右の外さきに神奈川民事部に使用申請を提出したものゝうち今期中左記三件の許可があつた。

11

日新工業小田原工場

Shearing machine press

等五台をマル

日新工業小田原工場

ワ産業株式會社に移動の上使用  
Pending machine press

等五台を同社

平塚海軍火藥廠

玉川工場に移動の上使用

同工廠の工作機械類十七台を同工廠内解放地區にあるパイロット万年筆の平塚工場に移動の上使用

12

五 賠償工場に關する各種申請書等の手續の變更  
右に關し神奈川民事部より九月二十八日附を以て十月一日より賠償機械の返還、賠償除外、賠償機械の移動又はその他の賠償機械類の處分の申請はすべて日本政府の關係官廳を通じて總司令部に提出する様指令があつたので關係各官廳にその旨を通報して置いた。尙右軍來信によれば賠償貨物の撤去梱包及び輸送に關する諸報告は従前通り民事部に提出すべき旨指示している。

0245

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0252

RA'-0116



0246

六 舊日本軍用施設の返還  
 九月十五日附を以て神奈川民部より現在進駐軍の使用していない  
 舊日本軍施設の返還を進めるために此の種施設中既に同民部部に  
 返還申請済のものを除くすべての施設につき位置及配置を示す圖面  
 に、口座名所在地、グリッド・コード番號及び評價額を記入したもの  
 のを九月末日迄に提出する様指令があり、尙右圖面を提出したもの  
 については今後從來の返還申請は提出する必要がない旨同民部係  
 官より指示があつたので、東京財務部債清支部にその旨を達達して  
 置いた。  
 尙既に返還申請済の分について九月十五日―三十日の間に左記舊軍  
 用施設が同民部より返還された。

- 一 舊横須賀海軍工廠深澤分工場村岡工員宿舍（建物二十棟）
- 二 舊第一海軍燃料廠女子工員宿舍（土地一七八五坪、建物三棟）
- 三 舊第二海軍航空廠機子工員宿舍（建物七棟）
- 四 舊海軍片瀬平射砲台（建物六棟）

14

- 五 舊横須賀海軍施設部厚木工學々務所（建物二棟）
- 六 舊第一海軍燃料廠係員宿舍（土地三一二四坪、建物二棟）
- 七 舊横須賀海軍需部一課地帯の一部（土地一八二二坪、建物二棟）
- 八 舊横須賀海軍工作學校の一部（土地一三四坪）
- 九 舊第一海軍技術支隊官舎（土地八八〇坪、建物六棟）
- 十 舊片瀬測照射指揮所（土地三二九三坪、建物六棟）
- 十一 舊横須賀海軍工廠谷戸田鑄鋼工場（建物四棟）
- 十二 舊横須賀海軍工廠深澤分工場の一部（土地五〇八八一坪、建物三棟）
- 十三 舊厚木航空隊の一部（土地二五九〇三坪、建物一七棟）

七 遊休物資の取扱ひに關する神奈川民部覺書  
 神奈川民部は九月十九日附覺書を以て東京通産局神奈川分室に對  
 し過剩物資中統制を解除され所有者がその物資を必要とし産業復興  
 公園が賣買契約の未締結なものは、同分室が公園に對しその買上げ

RA'-0116

0253

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0247

計畫からの削除を勧告出来ると通知し、右に該當する物資のリストを作成して報告するよう要求した。

八、幽霊人口の撲滅に関する覺書

食糧配給制度の圓滑な實施を阻害する幽霊人口の撲滅については、神奈川県事務部長より當事務局經由知事宛にしばしば覺書が發せられたが、九月三十日更に今後は尙一層強力に撲滅運動を續行すべきこと、關係官の講演等にはこの事に關する話を入れるというように縣民一般の注意を幽霊撲滅に向けるようあらゆる機會を利用すべきであると、對幽霊人口問題に對する縣廳の積極的努力を要請して來た。

九、舊海軍住宅の連合國人による使用

神奈川県事務部長より大船燃料廠地區舊海軍住宅B111號に十月一日より連合國人が居住を開始する旨並びに同居住者より毎月正規の賃料を徴する様指令があつたので東京財務部極東支部に移譲して置いた。

第三 設 營、勞 務

一、連合國軍關係直備使用人の給與規定の一部改訂

事務系統使用人に屬する「パーテンダー」についてはこの給與規定表「基本給基準表」に職種が示してないので従來料理部關係の「料理部責任者」「コック・ベーカー」及び「ボーイ・ウェイトレス」の類似職種として取扱ひその「基本給基準表」を準用し基本給を定めていたが九月一日より「クラブ、バー關係」勤務者として新にこの職種を追加し基本給を定める事になつたので特懸勞務部の要請により當事務局は右措置に對する第八軍當局の承認をとりつけた。尙蚊、白蟻、鼠等有害な昆蟲又は齧齒動物の驅除、捕獲に從來し、併せてこれら有害動物の發生を防止するため、溝、小川等の清掃消毒に従事する者については、従來一定の職種なく雜役又は輕作業等

0254

0248

の給與の枠を適用していた不合理的を是正するため十月一日より技能工系統使用人暫定基準表の中に「蟲疫係」の職種を新設する事になり、又家族住宅系統使用人に屬する「シヨーフア」についてはこの給與規定表「基本給與基準表」に職種が示してないので従來技能工系統使用人暫定基準表中の「自動車運轉手」として取扱ひ基本給を定めていたが、十日一日より家族住宅系統使用人として新にこの職種を追加し基本給を定める事になつたので特應の要請により當事務局は右措置に對し夫々第八軍當局の承認をとりつけた。

ニ 連合國軍關係直備使用人の九月分給與支拂に對する臨時措置  
四十八時間制實施に伴う連合國軍關係直備使用人の給與切替措置に  
ついては未だに決定的措置未定のため、九月分の給與に關しても引  
き續き八月分給與の臨時措置に準じて取扱うことになつたので此の  
旨當事務局を通じ第八軍當局へ申入れ了解を得た。

三 橫濱港ヨットハーバーの使用許可  
第四回國民体育大會秋季大會の一部として來る十一月三十一日よ  
り四日間ヨット競走が橫濱港に於て行われることとなつたが橫濱  
港のヨットハーバー隣地の地域は接收せられ居る爲め實際上ヨツ  
トハーバーの使用は不可能の實情であるので神奈川県知事より當  
事務局經由神奈川県民事部に懇請すると同時に當事務局に於て橫濱  
コマンド及神奈川県民事部等の占領軍關係方面と折衝を行つた結果  
ヨットハーバーの使用許可と之に面する接收地域の使用許可を取  
付け得たので國体委員會に於て目下ヨットハーバーの施設と競走  
の順備を急いで居る。但ヨットハーバーの東部部は米空軍に屬す  
る緊急救助艇隊が使用して居るので之が行動を阻げない様にすべ  
き條件が附せられてある。

四 新橋濱建設委員會結成協議會  
橫濱商工會議所、貿易協會、工業俱樂部及復興會等の民間諸團體  
は接收土地建物對策委員會或は倉庫港設置問題委員會等を設け

RA'-0116

0255



0249

濱市の復興発展の爲め努力して来た次第であるが最近の情勢に鑑み市民一体の「新横浜建設委員会（假稱）」の如き強力なる組織を結成することとなり實業界の有志者が發起人となり九月二十一日委員会結成協議会を開催した鈴木局長も右會議に参加したが席上大儀見事務官より土地建物接收解除に關する事務取扱振りに關し参列者に對し詳細説明を行つた。

五 新濱市電運轉時間延長

新濱市電は現在終電車始發を午後十時三十分として運轉して居るが新濱港に於ける占領軍諸施設の夜勤日本人勞務者の歸宅に關し合われぬ場合があり軍當局より市電の運轉時間延長方要望があつたが神奈川民事務部長は右の情況を考慮に入れると同時に新濱市が進駐當時に比し顯著な經濟的復興を遂げた今日の實情に鑑み市民の殆ど唯一の交通機關たる電車の最終運轉時刻を延長することが適當であろうとの見地より九月末當事務局を遷じ市當局に單なる

示唆として意見の調陳があつた。  
新濱市としては運轉時間の延長は勞務者の増員超過勤務、電力の必要他の都市との振合ひ其他各線の問題と關連するので問題を解と研究することゝなつた。

六 東京濱港管理主体問題

將來東京濱港の接收解除に對する受入態勢として設置せらるべき東京濱港管理主体の構成及運営に關し政府に關係地方自治團の意見を申のため九月中旬來神奈川縣、新濱市及川崎市の間に數回に亘り協議會が催されたが委員會構成の比率に關し三者の間に紛糾を重ね遂に妥協案を得るに至らず期日通過の爲め縣、新濱市、川崎市夫々獨自の案を答申する結果となつた。

七 久里濱舊海軍對潛學校施設の利用

在久里濱舊海軍對潛學校の施設は第八軍當局により日本政府に返還せられ一部は久里濱刑務所として利用せられ他の港内に岸壁を

0256

有する地域は久里濱漁港建設計畫の一部として横須賀市及民間漁業會社が利用方を許可せられて居るが法務府側に於ては刑務所の施設が不足であるとの理由を以て漁港地域の一部をも併せて利用し度い意嚮を縣及横須賀市等關係方面に表明措置するところがあつた。當初本件施設の利用方に對し承認を與えた神奈川民事部は縣下の漁業復興の爲利用區劃の變更は認め難いとの見地より責任者たる神奈川縣知事に對し七月下旬當事務局を通じ本件施設の利用状況を詳細報告方指令があつたが其後刑務所の擴張に反對する久里濱住民二千名以上の署名した陳情書が直接民事部に提出せられたので九月十三日附を以て更に日本側關係當局の意圖を報告方指令越した。

右に對し神奈川縣廳より久里濱刑務所が漁港地域に擴張することに反對する旨従つて極力漁港の完成を援助して居る旨回答があつたので右の次第を神奈川民事部に通告した。

八 横濱地區内に於ける不動産接收解除

九月下旬横濱地區に於ける接收解除は左の通り

住宅 二件（いづれも連合國人財産）

小建築物 二件

家具 七件

尙同期間中當事務局で取扱つた進駐軍に對する不動産關係の陳情取継ぎは七件であつた。

九 横濱特殊地域内に於ける日本人の建築許可

九月下旬に於ける建築許可申請は計二十二件（内許可二十件、不許可一件、未定一件）である。

七 當事務局接受の設營關係第八軍公文

九月後半期中當事務局に於て接受し處理した設營に關する第八軍司令部發日本政府宛覺書の内容及移牒先は左の通りである。

0250

0257

0251

月日	件名	番 號	移 送 先
九一七	調達要求書 JPR-4091 號に關する火災損害に關する件	A G P D O (六〇〇九一) 四八四三	特 調 本 廳
九一七	特調總裁宛公信寫送付の件		支 局 長 檜 枝 浩 次
九一七	調達要求書 JPR-1033 號に對する支拂停止の件	A G P D O (四〇〇九一) 四九二二	特 調 本 廳
九一九	サルヴェージ、サーヴィスに對する調達要求書發出方請求の件	A G P D O (四九二二)	

23

第七 雜 報

24

一、總司令部外交局新任領事部長ビルチャイ氏着任  
 兼に離任歸國したアレキシス、ジョンソン氏に代つたビルチャイ  
 新部長總領事は九月十二日に着任した。

二、新第一騎兵師團長ゲー少將着任  
 新任第一騎兵師團長ゲー少將 (Maj. Gen. Robert R. Gay) は九月十九日  
 橫濱着で、本國より來任した同少將は今次戰爭中主に歐州戰線  
 にあり第七軍、第三軍及第十五軍の參謀長に歴任したそうである。

三、第八軍參謀長デイーン少將更迭  
 九月二十七日發表されたところによれば小倉の米第二十四歩兵師  
 團長マク、オリリフ少將は化學軍團長に任命され本年四月北海道  
 の第七歩兵師團長から第八軍參謀長に成つた。Maj. Gen. William F. Dean  
 が其後任に任命され十月三日出發赴任した。デイーン少將の後任  
 は從來參謀次長の一人であつた Col. J.E.M. Landrum である。

RA'-0116

0258



秘

外務省

入  
政務  
局  
總務課長

取  
扱  
注  
意

昭和二十四年十月十六日

Y.L.O. 執務報告第四十九號（十月上旬）

横濱連絡調整事務局

同  
信  
官  
室  
14

24.10.29  
41

0252

RA'-0116

0259

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0253-1

目次

第一 敬 啓

- 一 出口通知書第八軍民務局長訪問
- 二 木村國勝大臣第八軍民務局長司法行政部長訪問
- 三 朝鮮の漁船取締り要求
- 四 朝鮮が自治を願後の場合の懸案問題
- 五 兵衛判所裁判に對する米日協議會
- 六 朝鮮裁判官職制
- 七 第八軍民務局長官廳者との定例會見

第二 總 論 (賠償)

- 一 賠償事務に關する第八軍施行命令の改正
- 二 賠償事務に關する第八軍施行命令に付第八軍當局に照會
- 三 賠償事務の改善及び結核

四 朝鮮軍放出余剩或は廢棄器材類の日本領への引渡手續の變更

五 第八軍民務局長の業務調整委員會活動狀況視察

六 第八軍民務局長へ經濟關係資料提出

七 放牧牲畜の購入及使用許可

第三 設 想、考 察

- 一 聯合軍團常備使用人の旅費補算前條
- 二 聯合軍團常備日僱使用人より常備使用人に切り換へられた時に支給する生活資金の廢止
- 三 聯合軍團常備使用人に對する各人の現在職種の基本給の枠を越えての支給
- 四 久留米海軍醫院開設
- 五 漢陽維持
- 六 漢陽港内水面の管理
- 七 漢陽港日言校舎の返還式
- 八 漢陽港區に於ける不動產接收解除
- 九 漢陽港特殊地域内に於ける日本人の建築許可



一〇 管專務局接受の設管關係第八軍公文

第 四 雜 報

一、 群馬縣廳に渉外勞務課設置

三、 民專部改組に關連し第八軍民專局に於て開催の民專部要員會議

0254

RA'-0116

0261

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



一、山口縣知事第八軍民事務局長訪問

十月四日鈴木局長同道田中山口縣知事シエバード少將を訪問(一)鮮人團體解散と同時に鮮人學校を閉鎖すべきである旨、(二)石炭公團解散の結果炭山が金融に困っているから至急融資の必要ある旨、(三)中央の出先機關の廢止と警察(特に自警)に對し裝備強化方願情した。

三、木村國務大臣第八軍民事務局司法行政部長訪問

十月五日木村國務大臣は鈴木局長同道第八軍民事務局司法行政部長テイルトン氏を往訪(一)戰時中強制的に合併せられた市町村が分離の住民投票を行つた際其の結果を府縣會に附議することとなつてゐる現行制度の修正問題に付ては國會が自ら之を修正する場合は別であるが政府としては積極的に今度の臨時議會に修正案を提出せぬ旨、(二)シャウブ勅告に依り地方財政が強化される筈で臨時議會に必要法

案を提出するが地方自治強化の爲には尙地方民の啓蒙が必要で此點に付民事務局側の一層の援助を得たい旨を述べた。

尙右會談の際丁度愛媛縣三島町から松柏村が分離する問題に關連し町長が辭表を提出し町會が受理の決議をしてしまつたが町會が右決議を撤回し町長を留任せしめるかの問題が起り同縣民事務部から照會が來たといふのに對し木村大臣は右は同一會期中一事不再議の原則により不可能なるべき旨を述べテイルトン氏も同意した。

三、東京灣の漁船取締方要求

東京灣内の外洋船航行の安全確保と日本漁船に對する危険除去の爲東京灣内の漁船取締方に關する八軍の要求及之に對する我方の對策に付ては去る七月下半月報所報の通りであるが、其後共右取締の勵行は實際上は捗々しからぬもの如くであつて、去る九月十七日當地第二港灣司令部から當事務局に對し同日當地に入港した陸軍運輸船ゼネラル、サルタン號は午前一時から二時にかけて東京灣口劍ヶ崎乃至觀音崎の間に於て一百隻以上の無燈火漁船に遭遇し航行上非常なる障礙を感ずると共に漁夫側にも物的危険を感ずること大なる

0255





尙前記第一軍醫報告の大塚は左の通りである。

愛知縣	五九件	此延人員	八九三七名
支那	二二二	一八九九	未決
福井縣	四件	此延人員	七〇名
支那	一八八	四〇	四九五九
高根縣	一件	三〇名	未決
富山縣	三〇件	此延人員	四一八名
飯早縣	請求することなし		但全然費用を請求せず
三重縣、石川縣	請求することなし		

五 憲兵裁判所 憲法に關する米日協議會

第八軍軍醫判例 (Judge Advocate) から占領軍裁判所 憲法の方針に關し日本領當局と協議したいとの申入があつたので十月三日鈴木局長及石出憲兵官法務府、最高裁判所、最高檢察廳、關稅等の代表者同道往訪の上野領左の如き會議を行つた。本件は民事部整理問題

とも進する案件であるが近く正式決定の上のりとして發表せられる筈である。

現在憲兵裁判所は海軍憲兵を除き全額に約二十六箇所あるが地方の取扱事件は一月數件に過ぎぬものもあるので遠からず大體之を東京、神戶、大坂及仙台の五裁判所に縮減の方針で此内東京のそれは極東軍艦下の Headquarters and Service Group の管下に在るので八軍管轄分は兩裁判所のものとすべし之等常設裁判所の外仙台等九軍管轄の巡回裁判所があるが右は地方に起つた事件に對し必要の際に派遣せられるもので定時的巡回裁判所ではない旨を米領から説明の上今後府縣單位民事部解散に伴い作廢之際の駐在せぬ地方で起つた道合國人の犯罪に關し懲補、審査、家屋立入又は解散令狀は如何なる手續により如何なる占領軍當局から發出し、又如何なる方法に依り何れの憲兵裁判所に送致するか付て日本領の意見を求めたのに對し、我方から令狀は地方民事部及憲兵裁判所の外ロエロも之を發給し得ることとし且今後の手續はなるべく我刑事訴訟法の手續を準用し得る様すること、現行犯又は緊急の場合令狀は事後に於て之を取付け得る様又場合によつて現地に代つて地方民事部所在



地の警察が之を取付け得ることとする様又被告は米備管轄に關係なく最寄りの陸軍裁判所へ移送し得る様措置方を希望した。被格者に對する懲罰及司法警察の取調へは該捕地で行ふか又は裁判所所在地で懲罰するか我方質問に對しては米軍側としては何れにても無支えなく又拘束所の問題も日本側の自由であるが事件送致の上判決に至るまでの拘束は八軍ストップカードを利用することとなつた。

日本人の占領目的違反事件に對し日米何れが裁判管轄権を有すべきかを決定一福井の露新機事件の如き場合とするのは如何なる手續に依るべきやの日本側質問に對しては「A」は八軍所屬で民事部は直接關係を有せぬから右は其部度陸軍裁判所當局へ照會せられたりとのことであつた。

六 續編 裁判關係

九月二十二日續編第八軍裁判所に於て公判中の元海軍馬第十六警備司令付海軍大尉湯淺虎夫に對し十月三日重懲勅八年の判決がな

つた。

七 第八軍民事局首腦者との定例會見

(一) 十月四日(第七十七回)

局長は九月二十九日群馬縣に於て行われた涉外課長會議に於て民事局長に對する説明を爲したる旨を述べたる後將來各縣と「リ」トジョーンとの間の連絡方法等に關する日本側の希望等を傳へた尙當日會議中重要なものには地方民事局長の廢止後に於ける該合國人被害の軍事裁判に對する日本側協力問題、都道府縣農地委員會議委員選舉等である。

(二) 十月十一日(第七十八回)

局長より二十年稲作付面積に付説明したるところワッツ大佐は日本の食糧問題に關し東京駐在經濟タイムズ代表者リンゼーパロット氏が九月半の同紙に發表した「米糧は最早日本に食糧の援助を與へる必要がなすのではなからぬ」といふ記事に言及しその論據が調査出來れば頗り度いといふ説明があつた。尙又同大佐は北海道の於ける進駐軍動員日本人從業者に對する石炭手當の支給は現物支給であるか又は石炭購入金の支給であるか來年度調査作成上必要であるから調査願ひ度しと申出でた。

0258-1

一、賠償事務に關する第八軍施行命令の改正  
 第八軍司令部に於ては九月二十七日附を以て賠償火藥製造、肥料、  
 貯油タンク、造船、建築制限、道路五ヶ年計畫、電力等に關する各  
 種從來の施行命令を一本に纏めた施行命令第五十一第一産業復興に  
 關する件」を發出した。右に倅い賠償事務に關する從來の施行命令  
 といゆるOD二十一號や太平洋岸精油施設に關するOD十一號等も  
 他の關係ODと共に廢止された。依て右を賠償事務に報告すると共に  
 管内各關係官廳に對し右OD五十一號中、賠償に關する部分の抜粋  
 原文添付其の要點を通報して置いた。

二、賠償事務に關する第八軍施行命令につき八軍管區に照會  
 別項記載の通り九月下旬發出を見た第八軍施行命令第五十一號によ  
 りれば賠償事務使用に對する從來の縣民黨部の口頭許可一所謂

Temporary Operation) は今後は行われなことをなり又賠償事務の  
 解除、移動其の他の處分は凡て日本側官廳より直接總司令部に發出  
 することゝなつたが右を嚴重に實行するときは、例えは操業中の工  
 場の賠償機械が故障を生じた場合一時停止機械中より補充して使用  
 し或は故障機械を修理のため移動する等も凡て總司令部の許可を要  
 することゝなり應急の必要を認めたし得ない様みがある。此の種の  
 事項は從來通り縣民黨部で許可を受ける様に出來ないかどうか第八  
 軍管區の意向確かめ方十月十日賠償事務より返答して來た。よつて早  
 速八軍民事務官に右を申入れた處、原則としてTO制度は廢止で  
 あるが、右の様な場合は日本經濟復興促進の見地から民事務に申請  
 して其の指示を受けて差支ない旨回答がまつたので右を賠償事務へ連  
 絡した。

三、賠償事務の檢査及び船費  
 十月五日賠償事務より、ラングーン向英領船BINサンは十月十日入  
 港の豫定であり、同船向の貨物は是非とも全船同船に積載する様



司令部より指令があつた旨連絡があつたので直ちに釜利谷工廠梱包  
 本館に連絡してラングーン向貨物の梱包が十日迄に完了出来るや否  
 やを確かめた上、直ちに賠償に於て右の緊急輸送方法を協議した。  
 その後同船の入港は十二日に變更になつたので九月末日迄に前記工  
 廠で梱包完了した分については八日一括して入札し、十一日ラング  
 ーン向の貨物を積出した。公余のラングーン向及びスラバヤ向は貨  
 物は十一日入札の上十二日より積送を開始した。  
 英領船ヒンサン號は十二日九時長浦港へ入港した。積送の完了は十  
 八日になる豫定である。積載隊定積載三三八噸、一〇九七噸、  
 二六九九噸(積載)。  
 比島船E.T.八七五も右船積船と前後して十二日九時長浦へ入港し  
 た。同日十一時半より積込を開始し十六日に完了する豫定である。  
 (積載總數量一三八噸、一〇八六噸、一〇三三二噸(積載))

西進駐軍放出余剩或は廢棄資材等の日本側への引渡手續の變更  
 鐵鋼スクラップ、古タイヤ、其の他種々の廢棄軍放出廢棄資材類が  
 日本側へ引渡される場合は該民部より連隊長の他の日本側係官  
 應へ覺察が發せられ、これに基き連隊管出先機關が引渡を受け受領  
 書を民事部へ提出して居るが今回の第八軍民部關係機關改組に伴  
 い、今後は右引渡手續から民事部は手を引き現地機關と日本側  
 關係官との直接交渉によらしめることとなる趣で、最近右に關連  
 し第八軍民事務係官より右現地機關より直接連絡すべき相手方  
 である連隊管出先機關の責任者名及該管轄の一覽表提出方を求め  
 て來た。依て連隊管出先機關八縣一縣管官と打合せの上各地方連隊  
 局及連隊管轄所の一覽表を作成して、第八軍係官に提出した。

五 第八軍民事務係官の農林衛生活動状況概察

十月十日第八軍民事務局總務課ヘンスワース氏及トム少佐は、新米而  
 内地ヶ所を巡回し夫々農林衛生委員の主食米出賣官に關する概察、  
 供出制實施に關する概察の意見その他諸事項等について概察し

0260



た。なお右結果には前記統計局より得た結果を局長の同行方要領が  
あつたので當該局経済課中野事務官を派遣した。

六、第八軍民務局へ経済課統計資料提出

九月八日第八軍民務局より付都府縣工業人口、(一)都府縣別工業生産  
高、(二)都府縣別の人口十万人以上及五十万人以上の都市の數に關し  
る最新の統計入手方依頼を受けたので當該局事務官に於て前二者は  
速産省統計課查詢につき、後者は総務府地方自治課につき夫々發  
入手の上前記民務局へ提出した。

七、放射性物質の購入及使用許可

川崎日本電気株式会社より申請のあつた真空管製造に使用する硝酸  
トリウムの購入許可を九月七日神奈川民務局に申請したところ十月  
五日附覚書で許可された。

第三 設 置 等

一、連合團員關係常備使用人の旅費計算前掛  
連合團員關係常備使用人が公費出張を命ぜられた場合、旅費の前掛  
いをする必要があるときは、現地旅費等課士官より發せられた出張  
命令に伴う旅費支給要求書に基いて旅費の計算支給をなしたる  
事となつたので特種事務課より申請により當該局は米第八軍民務局  
の了解をとりつけたので十月十日日より實施されることとなつた。

二、連合團員關係日僱使用人より常備使用人に切り換えられた時に支給  
する生活資金の廢止

客年五月二十日附特種課旅費第五四九號「連合團員關係日僱使用人よ  
り常備使用人に切り換えられた時に伴う生活資金の支給に關する件  
は今般旅費の關係上廢止する事とし特種事務課は當該局を通知し米  
第八軍民務局の了解を得たので、十月一日より實施される事となつた。

0262

三、連合國軍關係使用人に對する各人の現在職種の基本給の枠を越えての支給  
 秋田縣知事より、同縣内に於て今回職種を変更された連合國軍關係使用人に對し秋田縣知事事務課長より新職種の最高基本給の枠を越えて舊職種の基本給と同額を支給する様要求されてゐるので、その取り扱ひ方を待機に問合せ来た。當事務局は待機よりの要請により米第八軍當局の該件に關する意向を質した處、絶対に定められた各職種の基本給の枠を越えて支給してはならぬとの事であつたのでその旨待機宛回答した。

四、久里濱港建設問題

本件に關しては執務報告第十八號中に報告して置いたが神奈川民事務部は十月七日附横須賀市會議長宛宛書を以て神奈川縣知事は久里濱刑務所の建設に反對である旨且神奈川民事務部は久里濱港の建設が日本經濟復興のため促進されんことを強く報告する旨通告した

ので右の次第横須賀市會議長、横須賀市長及神奈川縣知事に通告した。

五、道路維持

道路維持のP・Dが廢止されて以來横濱市内及神奈川縣下の主要道路の路面が甚しく悪化して居るので横濱コマンド第五技術建設隊に於て之が改善は極めて重要な問題であるとし其旨神奈川民事務部に申入れるところがあつたので同民事務部に於ては十月十三日附宛書を以て横濱市内及神奈川縣下主要道路中至急修繕を必要と認められる部分の表を添付し右に對し日本當局に於て豫算の範圍に於て最高額の優先扱を爲すべきことを指示して来た。仍つて當事務局としては既に之を縣及市に移譲し善處方を望んで置いたが縣下の要修繕道路の延長は七八一三哩横濱市内の分は一〇三・五哩に達してゐる。

六、横濱港内水面の清掃

神奈川民事務部は第八軍第二艦隊司令部より申入れがあつた趣にて十

RA'-0116

0269

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan



0263

月七日附警務局經由海軍省海上保安本部宛電を以て海軍省に水面の清掃が不充分であるから主管官署として適當の措置を執り之を改善する様要求するところがあり同時に別の電書を以て海軍省に對し港内の不潔なことは主として汚物塵芥が海軍省の河川より流出されることに起因するのであるから主管官署を視察して事態を改善すべし旨且河川浚渫費が僅少であるから適宜豫算措置を講じ之を増強し港内の清潔を維持する様指令があつたので夫々關係官署に轉達した。

七 慶應義塾日吉校舎返還式  
既報一七月上旬期分一慶應義塾日吉校舎の返還式は豫定通り十月一日午前九時海軍省司官ガーンヴィン准將以下海軍省將校列席の下に日吉校舎に於て舉行され當警務局からも鈴木局長他課官二名列席した。當日ガーンヴィン准將の挨拶と共に海軍省長に對し模範校の傳説があつた。

八 福地地区に於ける不動産課取除  
十月上旬福地地区に於ける取除は左の通り  
住 宅 二件（いづれも適合個人財産）  
土 地 二件  
家 具 三件

尚同期間中警務局で取扱つた送達書に對する不動産課の陳情取次ぎは七件であつた。右の中二件は高知市及び愛媛縣警務の陳情である。

九 福地管轄地域内に於ける日本人の建築許可  
十月上旬に於ける建築許可申請は計十九件（内許可十八件、不許可一件）である。

十 警務局受の設置機第八軍公文  
十月上旬期中警務局に於て受領し處理した設置に關する第八軍司令官日本政府宛電書の内容及移除元は左の通りである。

RA'-0116

0270

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



十月六日 鈴木局長夫妻は官邸に晩餐會を催し

局長晩餐會

第四 雜報

月日	件名	番號	移譯源絡先
九三〇	品川警察署の接收解除に關する件	四〇A 四〇G 九〇P 四一D 二〇	待 關 本 關
一〇三	米拂占領軍維持費の決済に關する件	四〇A 四〇G 九〇P 三一D 二〇	
一〇八	特關管財經費に關する件	四〇A 四一G 九〇P 五〇D 一〇X	

0264

RA'-0116

0271

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

秘

政務 農務 總務 課

取扱注意

昭和二十四年十一月一日

Y L O O 執務報告第五十號（十月下半期）

横濱連絡調整事務局

和

一 備左記...  
情報部

0265  
199

其の際第八軍民務局長シェバード少將、同次席ワ  
ツツ大佐、第八軍々需品局長ウインニングスタツ大佐及第一五五  
軍病院長ニコルソン大佐各夫妻も列席した。

二 群馬縣廳に渉外労働課設置  
群馬縣知事より同縣に於ては十月一日より連絡事務局に渉外労働課  
を設置した旨報告があつた。

三 民務部改組に關連し第八軍民務局に於て同課の民務部委員會議  
第八軍の發表によれば、民務部機構改組に關連して十月初より十  
一月にかけて第八軍民務局で地方民務部長會議、新に地方民務部へ  
任命される民間教育關係委員會議、民間情報官會議、民務部歌醫官  
會議、公衆衛生看護及衛生技術者會議、厚生關係委員會議等が話か  
れる。

RA'-0116

0272

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

第一 政務

- 一 第十三回渉外事務連絡會議
- 二 朝鮮系學校閉鎖
- 三 英領旅行者に對する簽證手續
- 四 神奈川民專部整理狀況
- 五 第八軍民專局首腦者との定例会見

第二 經濟（賠償）

- 一 舊海軍士官用住宅の外國人による居住
- 二 舊日本軍所屬機械及び什器の返還申請
- 三 賠償指定機械の返還
- 四 賠償指定機械の使用許可
- 五 釜利谷、横須賀兩工廠の賠償撤去梱包作業の完了
- 六 賠償貨物の輸送及び船積

第三 設備、勞務

- 一 捕鯨家庭裁判所用藥物の使用許可
- 二 北海道月寒羊種牧場の接收
- 三 レスト、ホテルの接收解除
- 四 不動産接收解除申請
- 五 捕鯨特殊地域内の建築許可
- 六 營事務局接受の設備關係第八軍公文

第四 雜報

- 一 總司令部軍醫ヒューム少將一行の視察旅行に對し便宜供與
- 二 群馬縣知事第八軍司令官訪問
- 三 群馬縣知事第八軍司令官を鶴根に招待
- 四 津島まぐろ漁船の検査

0266

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0116

0273



0267

一、第十三回渉外事務連絡會議

十月二十四日栃木縣に於て第十三回管内都縣渉外事務連絡會議開催せられ、當事務局長から鈴木局長以下係官、外務省から西山地方課長が出席した。討議事項は殆ど民事部改組問題に關連する諸事項に集中せられたが、當方の説明及都縣側提出議題の主たるもの左の通りであつた。

二、説明事項

イ 關東地方民事部改組狀況

板橋に在る同民事部は近く現東京民事部一丸の内仲浦十一號館へに移轉すべく又改組に伴う人員の移動も既に盛んに行われつつある。同Regionに對する人員の配置が一應完了するを待ち十一月下旬現東京Regional部長 Hollingshead 大佐が東京、神奈川、靜岡を除く關東七縣の民事部長に就任し現任 Col. Dayton 部長から事務を引き継ぐ事で大佐が正式に關東十都縣の民事部長となるのは十二月一日である。

2

十月二十一日鈴木局長は今城板橋事務所々長を帶同ホ大佐を訪問し今後の連絡方法等に付懇談したが丸の内新館は極度に手狭である爲連絡の爲特に事務室を割く餘地がないので差當りの措置として二の机を連絡連絡員に提供することとなり、十一月一日から連絡員一名同新館法務課に在つて執務することとなつた。

ロ 關東連調事務局(假稱)設置計畫(西山地方課長説明)

從來關東地方民事部に對しては板橋事務所を設け權濫連調から今城連絡官を派して居た次第であるが民事部機構改組に伴い同事務所を關東連調事務局(假稱)に昇格新發足せしめる計畫を樹てたが豫算及人員の關係と又新に中央の出先機關を設けることに付て中央に難色があり一時停頓していたが此種諒解がついたので現在の豫算と人員を以て之を新設することに決し來る通常議會に提案することになつた。これは將來のことなので差當りの措置としては新に同Region 係連絡官三名を任命し大体の事務は外務省連絡局に於て擔當することとなつた。

ハ 都縣へ軍用電話架設方

之に付ての日本側措置如何を爲念電通省業務局當局に訊ねた處未

0274

0268

が米軍側からは何等沙汰がないが架設の上は日本側關係當局へも適當通牒し例えば日本語の通話申込で受付ける様取計らべきこと通話は現下各連調等で行つて居るA P C コール(日本線)を利用し若し支障ある場合には三八番呼出しによるトール、コール(軍用線)を利用することとなるがろちのことであつた。

ニ Region に對する報告等の遞送に A P O 利用方

報告等の郵送に日本郵便の代りに M R S 鐵道便を利用し送達迅速確實を期したいとの希望が前回會議で提議せられたが右は利用の餘地がないが然し報告類を O I O に配屬せられた Region 連絡員に托し米軍用郵便で送達方を依頼することは出来ることが明らかになつた。

ホ 民事部員巡視の際の通譯

之に付ては特に専門的な知識を要する場合は別とし其宿泊、接遇等に要する費用節約の爲一般的には縣側で通譯を提供したいとする縣と然らざる縣とがあつたので關東 Region 當局に確めた處原則として通譯は Region から帶同する意向の由である。但同時に通譯

の宿泊費等には豫算措置を講じ縣側へ迷惑をかけぬこととなつたから不都合のあつた場合は申出ありたり。  
ト 賠償物件取扱に關する O D 五一號説明

ト 廢品處理問題

最近廢品取扱業が取扱品の値下り等により利潤減退の勢にあること及廢品取扱に付ての總司令部の基本指令を地方部隊が區々に解釋して無理な注文を縣廳へ持掛けた事例一例へば石炭穀處理を抱合せとして廢品業者に請負せしめる一が數件あつたので建設省係官と共に八軍當局の注意を喚起したが未だ解決に至らぬので引き続き折衝する。但これには業者間の紛争なども附帶して居り相當複雑且困難な案件である。

チ 十月二十三日八軍當局との定例會談に於て農林省から入手した資料により早場米の供出状況を説明した處供出成績の不良なることを指摘し寒氣の爲一週間位遅れたことは領けるがそれは其後の供出で挽回し得べかりし苦であるとして各チームへ供出督勵方命令するとのことで日本側としても促進方希望があつたから地方廳に於ても御協力を請ら。

0275

RA'-0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0269

二 部隊提出問題

1 定期報告整理方

回答 定期報告中には八軍のみならず總司令部のチームに對する指令によるものも少くないので八軍、總司令部間話合中であるが地區に依り且問題に依り米側重點の置き方が異なるので全體的に統一することは困難であつて近く具體的な回答がある筈である。

2 チーム解消に伴いロイロ圖書館は縮少せられるか

回答 八軍設立の圖書館は全國に約四百あるがその内利用度の少いものは近く整理し約百五十に縮減せられる。整理せられたものは其儘地元へ寄贈せられるが之に對しては新しく圖書の配付は行わない。残つた圖書館は引續き經營し使用人も從來通りペイロールに残される。神奈川縣にはクオンヒット建築の圖書館もあるので五ヶ所を残し餘は整理せられる筈である。

3 ハチーム解散に至るまでの報告類の提出方法

之に付ては取扱部課が既に事實上閉鎖した爲直接Regionへ報告方を指示したものと責任者残留する限り十一月末日までは從來通りTeamへ提出すべき旨を指示している縣(埼玉、栃木、群馬等)と

あり一様でなし。

4 指示事項に關し米側の連絡を完全にせられたま件

群馬及茨城に於ては先月末總司令部經濟科學局天然資源課係官が直接縣畜産課長に出頭を命じたので之に應じ出頭した處縣内資源を明示した詳細な色付地圖を作成せよとのことで畜産課長がけては請合かわる問題であつたので更に農務又は水産課長と呼ばれ最後に渉外課へも連絡したので結局引受けたが之は何千人と云う人手を要し且經費もかかる問題であるから今後は總司令部としても横の連絡に留意しかかる注文は總て民事部を経由する様にして貰ふた。

回答 今後のこともあるから改めて八軍へ申入れ總司令部へも連絡方取計ら。

ホチーム勞務士官の邦人解職者に對する解雇豫告の方法が勞働基準局のそれと合致せぬ場合あり。

回答 解雇邦人に對する取扱に我勞働基準法嚴守方に付ては先般八軍から各部隊へ特に命令を發したから説明に力められた。

0275

RA'-0116



（埼玉でも同様の問題があつたが基準法の譯文を作つて説明を加へた結果是正された。）  
尙鈴木局長の提議によりチームの解散後十二月初旬各都縣知事及渉外課長同道關東地方民事部長を訪れ挨拶旁懇談の機會を作ることに決定した。

0270

### 二 朝鮮人連盟系學校閉鎖

神奈川縣に於ては十月十九日午前八時縣下の朝鮮系學校九校（生徒數二一八六、教職員數三八）に對する閉鎖命令を執行し且二校に對し解散の勸告を行つた。閉鎖各校共命令を拒否して押問答を繰返し不穩の形勢があつたが警官に對する傷害事件で檢束者一名があつたのみで大体に於て平穩に閉鎖及採收を完了したが、二十二日横濱市鶴見小學校で父兄に引率せられた朝鮮人生徒約七十名が閉鎖せられた同地朝鮮小學校に押かけ封印、釘付けを破壊して不法占據を行つた事件があり檢舉（父兄全部）三七を生じ内四名は身柄送局となつた。  
共産黨との合同による朝鮮人側のデモ、陳情は引續き執拗に行われて

7  
いるが、他方閉鎖學校朝鮮人子弟の公立學校への收容は何等進捗して居らず之に對しては當局の措置の失當として地方新聞其他に非難の聲が高い。

### 三 英領旅行者に對する査證手續

當地英領總領事は十月三十一日附を以て海外渡航邦人に對する新査證手續に關する覺書を鈴木局長に手交し關係者に周知方取計りと共に我方として必要の措置を執られたい旨要請したので直に外務省に對し連絡した。右覺書要領は  
總司令部に依り海外旅行を許可せられた日本人で英連邦、同植民地、パキスタン、ビルマ及埃及旅行に付ての査證は十一月十五日以降在横濱英國總領事館 (United Kingdom Liaison Mission, Yokohama) に於て取扱うべく總司令部の斡旋により國際會議に出席する旅行なる場合は之に對する査證は從來通り東京同國代表部領事事務課（英國大使館）に於て之を取扱ふ。  
と云うにあるが尙右新手續に付ては追て英領側から別途正式に總司令部に連絡すべき旨附言した。

0271

四 神奈川民事部解消の状況

神奈川民事部は十一月末日の解消期を控え先般來重人軍駐の職員及日本人使用人の整理を行つて來たが司令官キートン大佐は來る十一月十日附を以て横濱地區司令官(ヨコハマ、コマンド)に轉勤となり其後十一月下旬迄は副司令官フランチャード中佐が代理し同中佐離任歸國後は古參將校の税關移民検査課長のチャタス少佐が之に代ることとなつてゐる。  
經濟課長のケムスキー氏は關東地方民事部の經濟課長に補せられ既に主として東京に勤務し經濟關係の事務は十一月十日以後全部地方民事部で取扱ふこととなつて居り法務課長のフェザーストン氏も地方民事部へ轉勤となり民間情報教育課は十一月五日、經濟課、公共福祉課は十一月十四日、公共衛生課は同二十一日を以て夫々閉鎖される豫定であり税關移民検査課及勞務課は十一月末日迄引續き事務を執ることとなつてゐる。  
尙民事部解消後は税關移民検査課は第八軍に轉屬し勞務課は横濱地區司令部に併合される豫定である。

9

五 第八軍民事局首腦者との定例会見

(一) 十月十八日(第七十九回)  
前同ワッツ大佐より調査方依頼のあつた日本の食糧問題に關する東京駐在紐育タイムズ代表リッゼンゼーパロット氏の記事の情報の出所に關し説明した。  
(二) 十月二十五日(第八十回)  
局長の行つた昭和二十四年産米及甘藷豫想收穫高並びに同買入状況の説明に關しベーパーン中佐(經濟部長)は我々としては米の供出に付ては昨年度同様非常な關心を持つて居る次第であるから供米促進に付ては貴官からも農林省並に縣へ注意して貰いたいと述べた。  
尙又一七月分人口動態統計に付てシエレンパーガー中佐は厚生省が各縣へ各週或は各月毎に送付して居る此種報告書が關係各係官の手許に早く回付されて居ない様だから注意喚起して貰いたいと云ふ要望があつた。前記二件の注意に付ては本省より農林省へ又前者並びに後者に付ては何れも各連調事務局より管下各縣へ然るべく傳達方を依頼した。

10

一、舊海軍士官用住宅の外國人による居住  
運子の舊海軍士官用住宅の一例に十一月一日よりオランダ人一名、  
パナマ人三名が居住する旨並びに右居住に必要な最少限度の修理を  
施すべき旨神奈川民事部より十月二十五日附を以て指令があつたの  
で直ちに東京財務部横濱支部に通報して置いた。

二、舊日本軍所屬機械及び什器の返還申請  
今期中、東京財務部横濱支部の申請に置き舊高座海軍工廠、海軍電  
測學校その他の舊日本軍が使用した機械類で賠償に指定されなかつ  
たボイラー、プレス等總計六十台並びに舊第一海軍燃料廠所在の家  
具、什器類八百七十二個の返還申請を神奈川民事部に提出した。

三、賠償指定機械の返還

十月二十一日附を以て神奈川民事部より現在米軍が接收している舊  
相模遣兵廠にある賠償指定のエンジン、發電機、ポンプ等三七八台  
を日本政府に返還する旨通達があつたので關係官廳に通報すると共  
に、財務部横濱支部に對し至急右機械の搬出手配方依頼して置いた。

四、賠償指定機械の使用許可  
九月二日附を以て舊久里濱海軍工作學校所在の賠償指定機械一〇六  
台の三菱横濱造船所、浦賀ドック株式會社及び淺野ドック株式會社  
による使用許可申請を提出して置いたところ、神奈川民事部より十  
月十九日附を以て右機械の内匯台を除き使用を許可する旨通達があ  
つた。  
更に十月二十七日附を以て同民事部より日本鍛工桑野工場に對し賠  
償指定機械六台の使用を許可する旨通達があつたので夫々關係官廳  
に通報して置いた。

五、釜利谷、横須賀兩工廠の賠償撤去梱包作業の完了

0272



0273

第一海軍技術廠益利谷文庫及び橋濱海軍工廠に於ける第三次賠償  
撤去梱包作業は豫定通り兩工廠とも十月十五日迄に全作業を完了し  
た。益利谷文庫の梱包総数は一九五七個七一三三・五重量屯二一  
一七三・四容積屯である。

六 賠償貨物の搬送及び船積

益利谷工廠の賠償貨物の長浦港への搬送については十月二十一日よ  
り日通梅須賀支店により第五次搬送が行われ二十七日に完了、引續  
いて第六次搬送の入札が十月二十九日行われ、橋濱西部運送株式會  
社により十一月一日より開始し、中華民國船の長浦入港を待つて十  
一月末までには賠償貨物全部の搬送が完了する豫定である。  
オランダ船ベルラーデ號は十八日長浦港に入港、十九日より船積を  
開始し、二十日積込完了して同日出港した。(積載總數一三〇個、  
三五九・九重量屯、一・一一九・六容積屯)英國船グレンアイン號は  
十月十八日入港十九日より積込を開始し、二十四日積込完了し、同

日出港した。(積載總數二一五個、一・二七七・二屯、一・八〇九・五  
容積屯)  
更に英國船アウトメドン號は十月二十二日入港同日より積込を開始  
し、二十六日積込完了し、同日出港した。(積載總數一一五個、九  
二二・九屯、一・三八九・九容積屯)

第三 設 營、勞 務

一、橋濱家庭裁判所用建物の使用許可  
橋濱家庭裁判所は本年一月一日創設以來適當な建物なきため事務の  
處理に多大の困難を感じて來たが最近處理せらるべき事件の數も激  
増し現狀にて推移するに於ては裁判の處理に支障を來す虞ある趣に  
て當事務局を通じ神奈川県事務部に對し舊日本軍施設の使用許可方  
願出たところ十月十五日附を以て現在消防訓練所として使用中の市  
内山下町所在舊憲兵隊本部を使用することとし消防訓練所は在太船

RA'-0116

0280

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

舊海軍燃料廠内に移轉する様指令があつたので神奈川縣廳、大藏省、財務部及家庭裁判所に移轉し適宜手配する様依頼した。

0274

### 三 北海道月寒羊種牧場の接收

札幌郊外の月寒羊種牧場の南半部及これに隣り民有地は第七師團演習地として接收せられて居つたが右接收P.D.は本年五月期間満了したに拘らず演習は依然として行われ従來の演習地の外更に南方の地域を含む新接收P.D.が發出せられるやの噂にて地元住民は不安を感じ動搖して居る趣にて北海道連調事務局より第八軍當局に對し演習時のみのサーヴィスを要求するJ.P.N.O.タイプのP.D.發出方幹施する様依頼があつたので當事務局に於て第八軍當局に右の次第を申入れて置いた處本件地域は軍の演習地として必要であるので依然接收せられるが日本側の希望は充分考慮する趣であつたが十月下旬接收地域を縮少し且P.D.面に土地の使用に對する従來の制限拘束は總て效力を失い地元施設耕作物等の天然資源が演習により蒙る影響は

實際上可能な範圍に於て最少限度に止めざるべきこと、日本人の土地使用の現状には何等の變化なきこと、日本人の家屋は一軒たりとも占據せられざること、占領軍による新規の施設の建設はなかるべきこと且日本人は一人たりとも立退を命ぜられざるべきこと等を明記したP.D.が發出せられることとなつたので右の次第を北海道連調に連絡した。

### 三 レスト・ホテルの接收解除

J.P.N.R.を以て接收されていた進駐軍レスト・ホテルは本年七月一日以降サーヴィスP.D.により經營される事になつたが、橋濱コマンド關係のレスト・ホテルはこの程漸く接收解除の運びとなり、十月下旬山梨縣河口湖富士ビニー・ホテル、山中湖山中ホテル（含ゴルフ、コース）及箱根宮ノ下富士屋ホテル、仙石原ゴルフ、コース、強羅ホテルの接收解除假引渡しを終了した。右引渡しには橋濱コマンドの要求により當事務局係官が立會つた。静岡縣靜浦ホテル、同熱海ホテル及び逗子ナギサ・ホテル等も最近のうちに同様接收解除と

0275

なる豫定である。  
尚右措置によりホテル施設等は日本側所有者に返還されるが本質的には變化なく依然としてサーヴィスP.D.による進駐軍専用のレストホテルである。

四 不動産接收解除申請  
十月下半期當事務局で取扱つた不動産接收解除申請は四件であつた。尚右期間中土地、建物の返還を受けたもの無く家具の返還二件あつたのみである。

五 横濱特殊地域内の建築許可  
十月下半期に於ける特殊地域内建築許可申請数は計二十件（内許可十八件、二件未定）である。

六 當事務局接受の設營關係第八軍公文  
十月後半期中當事務局に於て接受し處理した設營に關する第八軍司

令部發日本政府宛覺書の内容及移牒先は左の通である。

月日	件名	番 號	移牒連絡先
十二月四	名古屋陶業會館の接收解除に關する件	AQ P D O (六〇二) (四九八)	特調本廳
十二月七	調達要求書 KMG-715-A による建物除去經費に關する件	AQ P D O (五〇一)	

第 四 雜 報

一 總司令部軍醫ヒューム少將一行の視察旅行に對し便宜供與  
總司令部軍醫局のヒューム少將 (Ma J. Gen. H. Hume) 及第八軍々醫トム  
ブソン大佐等一行十名が十月十三日より十九日迄名古屋、京都方面  
の軍病院視察に際し十四日鳥羽御木本眞珠養殖場及十五日岐阜鷓飼





見學の希望に應じ東海北陸連調の宮崎局長と協力右見學につき便宜を供與した。

三、群馬縣知事第八軍司令官訪問

十月二十四日伊能群馬縣知事は局長同道ウォーカー中將を訪問表敬すると共に十一月一日同縣下館林近邊での鴨獵に同中將を招待し詳細の打合をした。

三、群馬縣知事第八軍司令官を鴨獵に招待

獵開きの機会に十一月一日伊能群馬縣知事はウォーカー中將を同縣下館林附近の鴨獵に招待した。中將の外第八軍參謀次長ドノツメン大佐同情報局長デュゼンベリ大佐、同人事局長シャツエル大佐、司令官副官タイナー少將の一行は鈴木局長と共に特別列車で十月三十一日夜横濱出發同夜半栃木縣佐野驛着十一月一日拂曉伊能知事、山崎副知事以下縣官民代表多数の出迎を受けて同驛出發館林附近板

倉澤、城澤等で午前午後に亘り鴨獵を行い伊能知事の館林に於ける午餐會に出席一日夕刻館林驛出發歸濱した。

四、遭難まぐろ漁船の捜査

パトリシヤ台風により野島沖三百五十哩附近でまぐろ漁船四隻行衛不明となつたに付て神奈川県かつまぐろ漁業協同組合から米軍飛行機に依る捜査依頼方十月三十一日申越があつたので第八軍民事局へ依頼した處十一月三日及四日飛行機で捜査したが発見せず五日は更に艦船による捜査を行う隊定。

0276

0283

外務省

政務局長 總務課長

取極注意

昭和二十四年十一月十六日



Y L C O 執務報告第五十一號 (十一月上半期)

横濱連絡調整事務局

向一信左記同課へ配付済  
秘書官室  
情報部  
特別資料課長



0277-

RA'-0116

0284

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0278

目次  
第一 政務

- 一、東富士演習場擴張問題
- 二、東京灣の漁船取締方
- 三、民事部に對する定期報告
- 四、軍用電話利用方法
- 五、民事部圖書館整理
- 六、久里濱所在日魯漁業會社財産のプレエンブション
- 七、教育委員會委員選舉と二世市民權
- 八、比島政府へ返還の掠奪物資撤去振出
- 九、第八軍民事務局首腦者との定例会見
- 十、民事部機構改組後に於ける定期報告

第二 經濟（賠償）  
一、舊海軍士官用住宅の外國人による居住

- 二、第三次撤去作業に關する割當通知書の修正による追加
- 三、賠償指定機械の使用許可

第三 設營、勞務

- 一、連合國軍關係直僱使用人の十月分給與支拂に對する臨時措置
- 二、連合國軍關係船員系統使用人の一般職種別賃金額に關する告示廢止に伴う一時金支給
- 三、連合國軍關係使用人に對する十二月分給與の分割拂
- 四、占領軍用ポトランド・メントの規格
- 五、川崎市埋立地の接收解除
- 六、十一月月上旬當事務局の取扱つた不動産關係陳情
- 七、横濱特殊地域の建築許可
- 八、當事務局接受の設營關係第八軍公文

第四 雜報

- 一、當事務局員の關東地方民事部轉勤
- 二、神奈川民事部閉鎖

0285

RA'-0116



0279

三 吉田總理大臣第八軍司令官往訪  
 四  
 五 第八軍司令官最初の邦人正式招待  
 六 第八軍司令部の共同募金寄附  
 七 日吉總應校舎返還に對し同大學より第八軍司令官に對し表謝  
 八 G H 外交局新領事部長着任披露コクテール  
 九 第八軍司令官を宮内廳越ヶ谷囃獵に招待  
 十 第八軍司令官群馬縣民事事務視察  
 十一 松平參議院長逝去に際し第八軍司令官より弔意申入

0286

RA'-0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、東富士演習場擴張問題

十一月七日静岡縣駿東郡玉穂村外二村代表は外務省及當事務局を來訪し從來第二五師團で使用中の東富士裾野演習場が今般大擴張せられることになり且現に使用中の部分も十月十一日以後立入を禁止せられたため麥の播種等不能となり又甘藷、とうもろこし等作物も收穫出來ぬこととなりたるのみならず立木の伐採も出來ぬので製炭業も殆ど立行かぬこととなつた趣を訴へ、D發出による補償を八軍當局へ交渉方を陳情した。之に付ては外務省地方課から照會があり同時に第一軍團に於ては同演習場を正式に接收する意向を以て京都連調へ連絡があつた趣を以て同連調からも其現狀及損害の程度調査方照會があつたので直に静岡縣知事に連絡し調査の上縣側意見回報方を依頼した。

同演習場は明治四十五年以來舊日本陸軍が一定補償の下に演習場として之を使用し耕作等には相當程度の自由を與へて居たものである

2

が終戦の翌年よりPDにより其演習場として接收せられ農耕其他に付ての從來の自由も甚しく制限せられたるのみならず立哨等勞力の提供を餘儀なくせられるに至り而も二十三年度以降はPDも廢止せられ住民の生活問題となつた爲豫て補償給付方の陳情があつたものである。

其後静岡縣からの中間報告によれば第二五師團副司令官ウイリソン准將出張し現地駐屯軍責任將校、副知事等と共に現地檢分中であつて擴張豫定地を加へた全域約一千町歩の内約二百六、七十町歩を除外することに内定した趣であるが他方前記陳情の村は三ヶ村のみであるが實際の關係村は十二に及ぶが相互の間に利害の一致せぬ點もあるので縣側に於て適當調整を加へ擴張區域決定を俟つて改めて損害程度其他を調査の上當方へ報告することになつて居る。

二、東京灣の漁船取締方

東京灣の漁船取締方に付新に八軍から要求があつたことは十月上半期月報所報の通りであるが之に對し海上保安廳長官から外務大臣を経て左の如き對策を回答越したので八軍に對し書面を以て報告した

0281

本件取締に付ては六月二十日運輸省告示第二二〇號を公布し、又關係都縣知事に對し其周知方を通牒し或は業者に對する説明會を催す等努力を拂つて來たが、取締上の難點は灣口附近巡視のための適格船は一隻のみであること及東京灣口一帯は好適の漁場であるため比較的長時間を要する網漁が多いため迅速に漁場を離脱することが困難なる點にあるので其對策として沿岸取締船を増加方考慮中であるが同時に航路附近の操業取締に極力努力すること及新に東京、神奈川及千葉各知事、日本釣漁業協會に對し海上保安廳長官、水産廳長官連名の通牒を發し航路附近の操業、無燈火漁業等取締勵力方を取計つた。

三 民事部に對する定期報告

民事部整理に伴い神奈川民事部は十一月八日附を以て十一月分經濟關係定期報告は從來通り作成の上關東民事部新館駐在連調事務局長員を通じて同民事部に提出すべく又今後の定期報告の縮少方に付ては十二月一日頃正式通知がある筈なる旨を通知越した。

四 軍用電話利用方法

十一月十四日鈴木局長は第八軍シグナル、コア一の通信課長ベック大佐を往訪し今後の軍用電話利用方法に付て會談したが其應答要領左の通りである。  
イ 府縣廳に新に軍電を架設するには月額約二億圓を要する爲八軍がら要望はあつたが之に應じ難いので地方民事部に對する涉外事務に關しては府縣廳の現に有する電話を其儘A F コールとして利用せしめ其費用は終戦處理費を以て支辨し得ることとした次第であるが右は民事部以外連調に對しても同様軍電通話として利用し得る様考慮する。  
ロ 連調で使用中の軍電を繼續使用方に付ては之を取外せよとの積極的な命令は出て居ないから連絡事務上是非必要なれば從來通り存置し得るものと思われるから各連調に於て所在の地方民事部の協力を得て當該通信地區部隊に此旨申入れられたい。

五 民事部圖書館整理

神奈川民事部は十一月一日附を以て同民事部の監督下にあつた縣下



圖書館十一の内六ヶ所（鎌倉、大船、逗子、三崎、秦野、高津）は之を整理し所蔵圖書は所在町村に引渡し其建物は公共の用に供することとし残餘の五圖書館は之を横濱所在總司令部民間情報教育局として管理指導し引續き圖書類の供給をも行はしめると決定した旨を通知したので關係市町村長に對し此旨通達した。

六 久里濱所在日魯漁業會社財産のプレエンブション

久里濱の日魯漁業會社では先般來第八軍に對し軍に於て使用中の荷揚施設その他の港灣施設に對し使用開始時に通りPD發出方を要請して來たが之について神奈川民部は十一月四日覺書を以て第八軍としても過去プレエンブションによつて生じた損害の補償については例えば之は既に發出されたPDでカバーすべき費目を擴張する等の手段を講じて事態改善のため最大限の努力を拂つて來たが占領下の日本としては軍又は米國よりの完全なる補償を期待することは不可能である。然し乍ら將來軍としては日本側の漁業活動に支障となるべき事は出來うる限り差控える様努力するから右諒承されたい旨

申越してきたので關係の向に移談した。

七 教育委員會委員選舉と二世市民權

當地米國外交部事務所（總領事館）から教育委員の選舉に参加した二世米國人の市民權を剝奪すべきや否に付て問題を生じたから日本側の見解を書面として回報せられたい旨の申出があつた。仍て全國選舉管理委員會に照會の上、(1)教育委員會法第九條、同第十三條に依れば教育委員の選舉權又は被選舉權を有する者を都道府縣又は市町村議會議員の選舉權又は被選舉權を有する者に限定し且其選舉事務は當該地方公共團體の選舉管理委員會が管理することを規定して居る外選舉の運用に付地方議會の選舉人名簿に基き選舉せしめる等地方自治法を準用し居る、他方(2)地方自治法附則第二十條は戶籍法の適用を受けぬ者の選舉權及被選舉權は當分の間之を停止する旨を規定して居るに顧み教育委員の選舉に付ては農地委員選舉の場合（九月下旬月報所報）と異り米國市民には選舉權、被選舉權は在りものとせられる旨を回答した。

0282

0289

RA'-0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0283

八比島政府へ返還の掠奪物資搬出事件

十一月十二日(土)午後神奈川久里濱所在掠奪品集積所に比島代表部から任命せられた代表者と稱する比島人二名が邦人通譯等五名を伴って來訪し、P.P.O.の英文證明書を提示して同所保管中の生ゴム三十八噸の引渡方を要求した。然るに之に付ては特殊財産部からも何等事前連絡がなかつたのみならず其身分にも多少不審の點があつたので倉庫係員及神奈川縣當局は特財其他に連絡を試みたが土曜日夕方のこととて成功せず當事務局に連絡があつたので早速神奈川民事部及第八軍經濟部に連絡をとり不取敢M.P.が現場に赴き爲念所持書類等を調べたが不審が無いことが判り結局係官は一行の要求に應じ之を引渡し比島人等は之を十二台のトラックに積載東京に向つた。同事件は當夜所轄警察署にも關係當局から届出たので翌日東京から放送せられ新聞紙も自帶比島人が生ゴム三億圓を搬出したと報道せられたが當事務局からも中央へ照會の結果一行はP.P.O.の必要書類を携行せる比島政府の正式代表であつたことが判明した。

九第八軍民事局首腦者との定例会見

(一)十一月一日(第八十一回)  
十一月一日開催の手筈であつた第八十一回定例会談は鈴木局長同日ウォーカー中將に同行群馬縣に出張したため中止して準備した書類を交付した。  
(二)十一月八日(第八十二回)  
局長の行つた外國人登録令違反者の退去に關する説明に關しトーマス少佐(司法行政部員)は本令の適合國人に與える影響並に講和條約締結と本令との關係等に付會議終了後更に局長と會談した

十民事部機構改組後に於ける定期報告

十一月十一日神奈川民事部は縣に對し機構改組後の縣提出定期報告整理方に付十二月一日頃正式通知越す旨並に十一月分經濟定期報告は従來通り作成の上關東民事部へ關東連絡局經由提出あり度旨當局を通じ通知した。

RA'-0116

0290

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、舊海軍士官用住宅の外国人による居住  
返子の舊海軍士官用住宅の棟に十一月十五日より露國人ピーター  
アンフェロヴ一家が居住する旨並びに至急必要の修理を施すべき旨  
神奈川民部より十月三十一日附を以て指令があつたので直ちに東  
京財務部横濱支部に通報して置いた。

三、第三次撤去作業に關する割當通知書の修正による追加梱包作業の開始  
舊海軍一技廠釜利谷支廠内賠償機械の第三次撤去作業は既報の通り  
十月十五日完了し梱包本部も十月末日に解散したところ十一月十五  
日總司令部より割當通知書四一五二の修正を近く發出するが  
右指令の發出を待たず至急クレイン三台と附屬のガーダー及びレ  
ール並びに減速器一台を追加梱包する様口頭指令があつた旨關東民

事部係官より通報があつたので直ちに關係官廳に連絡し右實施方依  
頼して置いた。  
向十月二十日發出された修正指令により前記工廠に對する割當通知  
書一七二に追加された四四レド四個も同時に梱包する様  
指示があつた。梱包豫定數量は「四一五二」二六個、七三。一重量  
屯、二一二。五容積屯。「一七二」四個、三二。二重量屯、五九。  
五容積屯。作業完了豫定は十一月二十八日である。

三、賠償指定機械の使用許可

神奈川民部より十月二十八日附を以て現在米軍により接收されて  
いる舊相模造兵廠所存の定盤十二台を横濱市金澤區の東急横濱製作  
所に移動し同製作所が之を使用することを許可する旨通達があつた  
ので關係各官廳に通報すると共に東京財務局横濱支部に對し至急右  
機械搬出手配方依頼して置いた。  
更に日新工業玉川工場に對し十一月三日附を以て同民部より賠償  
指定機械七台の使用許可があつた。  
向第二海軍火藥廠内賠償機械に對しプラスティック株式会社より又  
横須賀海軍工廠平塚分工場内賠償機械に對し平塚工業株式会社より



夫々使用許可の申請が財務局横濱支部を經由し當事務局に提出されたので通産省當局とも連絡調査の結果適當と思考されたので右申請書を賠償廳に送付し至該總司令部の許可取付方依頼して置いた。

第三 設 營、 務 務

一、連合國軍關係直屬使用人の十月分給與支拂に對する臨時措置  
四十八時間制實施に伴う直屬使用人の給與切替措置については未だ決定的措置が定められない爲め十月分の給與についても引續き九月分給與支拂の臨時措置に準じて取扱うこととなつたので右當事務局より第八軍當局に申入れ其承認を得た

11  
二、連合國軍關係船員系統使用人の一級職種別賃金額に關する告示廢止に伴う一時金支給

12  
昭和二十四年十月三十一日附連職省告示が廢止せられたので其附則に基き連合國關係船員系統使用人に對し一時金を支給することとなつたので特調勞務部より當事務局を連じ第八軍當局の承認を取付け關係方面へ通達方取計うこととなつた。

三、連合國軍關係使用人に對する十二月分給與の分割拂  
特調勞務部は我が國に於ける年末の習慣に鑑み連合軍關係使用人に對し便宜供與の目的を以て十二月分給與を分割し前半を十二月二十五日迄に支拂い後半は規定の到来年一月十日迄に支拂うこととしたので右に對するタイムシートの發出方等に關し第八軍司令部の承認を取付けたので特調より天々關係方面に通達方手配することとなつた。

四、占領軍用ポトランドセメントの規格  
第八軍司令部は十一月四日附覺書を以て從來日本政府に通告してあつた占領軍用ポトランドセメントの規格並に耐力試験を廢止し新に採用せられた規格を通告して來たので外務省連絡局に移牒し關係方面へ通報方を依頼した。

0285

0292

RA'-0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

五 川崎市埋立地の接收解除  
 日本鋼管所有川崎市入江町の埋立地一帯は第八軍トランスミッターサイトとして接收されているが合同出光興産株式会社では右土地を重油の輸入基地としたい趣を以て所有者日本鋼管の了解を得る事務局を通じて第八軍當局に對し接收解除交渉中であつたが、この程現在トランスミッター施設のある部分を除き他は接收解除する旨非公式に通知があつた。然し同土地使用に當つては電波の關係上制限があつた出光興産の計畫している重油タンク十五基設置の問題に付ては引續き米軍當局と交渉中である。

六 十一月月上旬當事務局の取扱つた不動産關係陳情  
 十一月月上旬當事務局で第八軍當局に取次いだ不動産關係陳情書は九件であつた。向同期間中接收解除となつたものは土地一件である。

七 横濱特殊地域の建築許可  
 十一月月上旬當事務局で取扱つた特殊地域建築許可申請は十七件、許

可十三件、未決三件)であつた。

八 當事務局接受の設營關係第八軍公文  
 十一月前半期中當事務局に於て接受し處理した設營に關する第八軍司令部發日本政府宛覺書の内容及移牒先は左の通りである。

月日	件名	番 號	移牒連絡先
十一、一四	小柴貯油施設の見學方申請の件	AGPDC (六七八二)	特調横濱支局 寫送付先 特調本廳
十一、一〇	占領軍用石炭の調達方式に關する件	AGPDC (四〇〇三二)	特調本廳
十一、一〇	調達要求書 JPNY-4605 による家具の調達に關する件	AGPDC (五一四一)	"
十一、一七	占領軍用資材の余剩處分に關する件	AGPDC (四〇〇一二)	"
十一、一六	冷凍倉庫の賃借料に關する件	AGPDC (六〇〇一〇)	"

0286

0287

十一一六	調達要求書 JFNS-1148 號によるテンド ノ油槽の調達代金前渡の件	A G P D O ( 五 〇 七 )	特調本廳
十一二二	BOO 機送運に關する調達要求書 JFNS-105 の修正に關する件	( 四 A G P D O 五 〇 〇 七 ) ( 二 )	"
十一二三	調達要求書 JFNS-1221 の修正に關する件	( 四 A G P D O 五 〇 〇 七 ) ( 二 )	"

第四 雜 報

15

一 當事務員員の關東地方民事部轉勤  
當局勤務左記三事務官は十一月十日附を以て板橋關東地方民事部駐  
在官事務所へ出張駐在を命ぜられた。

外務事務官 高 橋 直 樹  
同 中 野 直 樹

16

二 神奈川民事部閉鎖

十一月三日求めに依り神奈川民事部長キートン大佐を往訪した處  
同大佐は十一月十日を以てヨコハマ・ウシマンドに轉勤し十一月十  
九日迄同部次席ブランチャード中佐、其のあとは同民事部閉鎖迄は  
チャタス少佐が民事部長代理をする旨又知事及横浜市長を始め縣下  
の自治体代表者二百余名に對する七日附離任の挨拶状の轉達方を依  
頼された。局長より神奈川民事部特に同大佐の指導及援助に對し謝  
意を表した。

向局長は右挨拶状に對し八日附返翰を出して其指導援助に對し表謝  
したが民事部長として最後の日である十日往訪挨拶した。

十一月七日局長は同大佐夫妻及同民事部各課長及夫人を晩餐に招待  
して送別した。

三 吉田總理大臣第八軍司令官往訪

十一月三日午後吉田總理大臣鈴木局長同道ウォーカー中將を訪問、

同 嚴 眞 廣

RA'-0116

0294

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



さきに總理大臣關西方面旅行の際の第八軍側の好意に對し表謝四十  
一分に亘り會談した。

四

十一月五日兼田武部官鈴木局長同道第八軍司令官々邸に赴き

五 第八軍司令官最初の邦人正式招待

ウオーカー中將夫妻は十一月六日(日)午後の茶會に左の人々を招  
待した。

吉田總理大臣並松平參議院議長、安井都知事、内山神奈川縣知事、  
小林靜岡縣知事、伊能群馬縣知事、石河榑濱市長、鈴木局長、松平

式部頭各夫妻。  
右茶會には、第八軍の高級將校及家族多數が出席し、向同日拂  
曉同中將の令息で仙台に在任するウオーカー中尉の夫人が初孫の男

子を分べんしたので一同之を祝し和氣あいなひの裡に非常な盛會であつた。

六、第八軍司令部の共同募金寄附

第八軍司令部員及家族も十月中の共同募金運動に熱心に參加したが十一月七日第八軍報道局長ウイザース大佐より右募金額三十七萬五千八百二十圓三十錢を鈴木局長に交付し募金委員會へ傳達方依頼した。八日局長は内山知事、上條募金委員長(縣會議長)等と共に同大佐を往訪表謝した。

七、吉慶應校舎返還に對し同大學より第八軍司令官に對し表謝

十一月六日慶應義塾に於て日吉の校舎返還(執務報告第四十九號参照)の祝賀會があり當事務局長も之に列したが十一月十日同塾長平松渉外部局長鈴木局長と共にウオーカー司令官を往訪塾長より同司令官に對する表謝のスクロールを贈呈した。

八、G H Q 外交局新領事部長着任披露コクテール

0296

RA'-0116

0289

新任領事部長ビルチャイ氏夫妻は十一月九日横濱米國總領事官邸で披露のカクテル・パーティーを行い京濱の連合國要人及家族多數が出席し局長夫妻も之に列した。

九 第八軍司令官を宮内廳越ヶ谷鴨獵に招待

宮内廳松平式部頭は十一月十三日第八軍司令官夫妻の爲に埼玉縣越ヶ谷の鴨獵に於て鴨獵を催した。當日は右夫妻の外參謀次長ドノヴァン大佐、第二局長デュゼンベリ大佐第三局長ハートレット大佐第四局長ステビンズ大佐各夫妻等幕僚及家族計二十九名鈴木局長夫妻と共に之に参加した。雨天であつたが百羽以上を獲て好成績であつた。宮内廳からは田島長官、三谷侍從長も參加した。

七 第八軍司令官群馬縣民事務視察

ウォーカー中將は鈴木局長同道十一月十四日夜半特別列車で横濱出發十五日朝前橋着午前中岩鼻の舊陸軍火藥庫跡で、きじ及はと獵を

行い午後群馬縣民事務を視察し引續き同部に於て伊能知事、山崎副知事、高山縣會議長、關口前橋市長、増井國警隊長、佐藤渉外局長等を引見し民事部改組の理由改組後の占領軍憲の態度等に付き説明し又新聞記者をも引見した。夜は伊能知事夫妻が群馬會館貴賓室に於てウォーカー中將夫妻の爲に晩餐會を催し右には群馬縣民事務長ニヨルス中佐外三部員及其夫人も出席日本側からは前記の人々及鈴木局長が出席和氣あいあいの間に歡をつくした。尙司令官は十六日朝前橋出發歸濱した。

十一 松平參議院議長逝去に際し第八軍司令官より弔意申入

別項の通り十一月十四日夜ウォーカー中將と前橋に出張の途中局長が松平議長逝去の報に接したので早速傳えた處同中將は之を憐み直ちに未亡人宛書簡を逸つて弔意を表した。

RA'-0116

0297



取  
扱  
注  
意

昭和二十四年十二月一日



Y L O O 執務報告第五十二號(十一月下半期)

濠洲連絡調整事務局

0290

目 次

- 一 第十四回濠洲外務連絡會議
  - 二 民事部に對する府縣の定期報告整理方
  - 三 府縣廳の軍用電話利用問題
  - 四 關東軍軍部長に感謝狀贈呈
  - 五 稅關、移民、檢疫業務の八軍司令部統合
  - 六 軍事裁判所に關する第八軍施行命令
  - 七 第八軍民事部首腦者との定例會談
  - 八 神奈川民事部閉鎖と同民事部に對する當事務局分室閉鎖
- 第 二 經 濟 ( 設 營 、 勞 務 )
- 一 連合國軍關係使用人中監視人又は斷續的勤務に服するものの職權追加
  - 二 連合國軍關係使用人に奉命地手當及石炭手當支給
  - 三 日傭より直僱に轉換せられた連合國軍關係使用人に對する退職手當
  - 四 不動産接収解除申請

0291

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

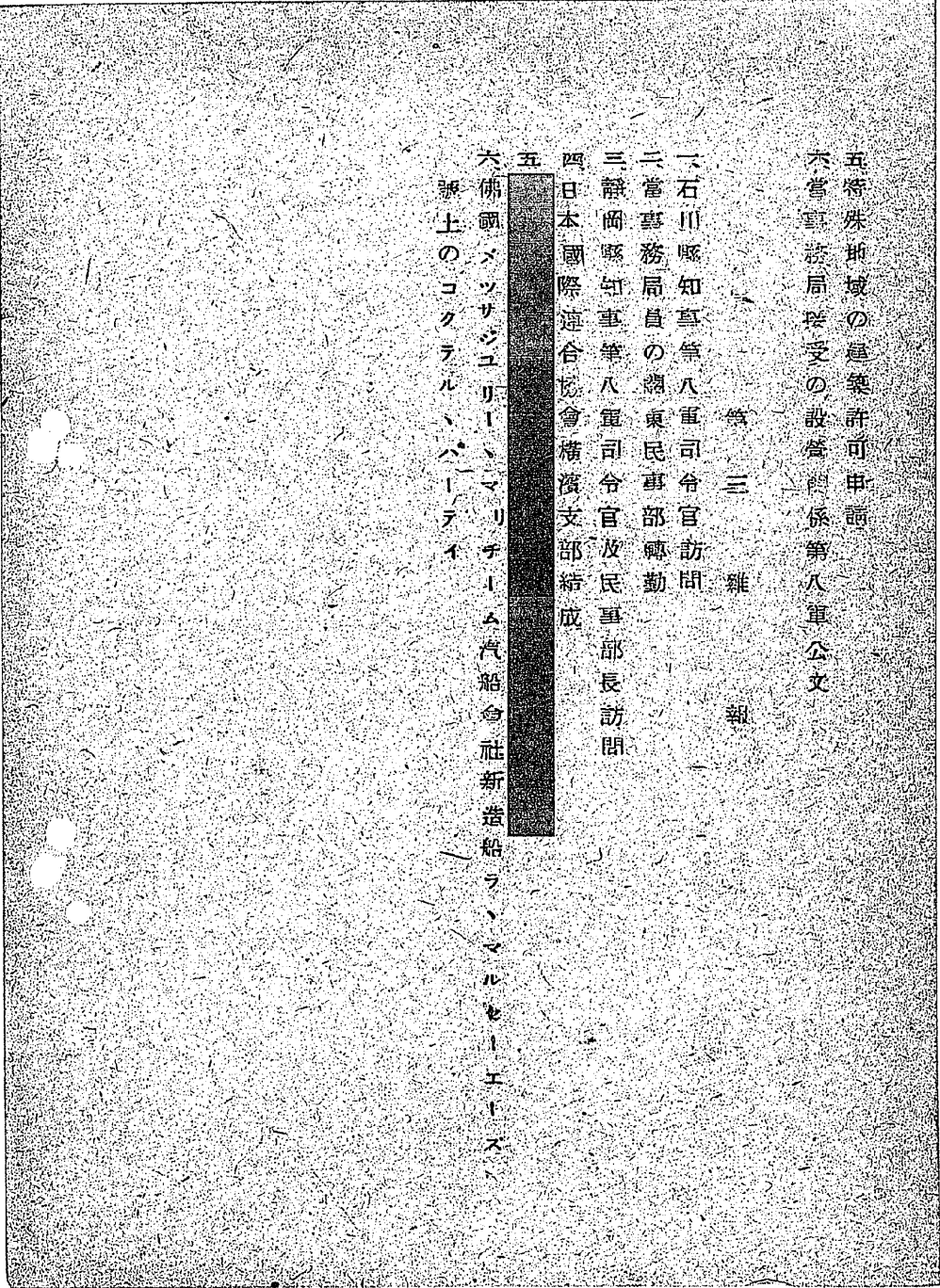
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0116

0298





五 特殊地域の建築許可申請  
六 管轄局接受の設備関係第八軍公文

三 報

一 石川縣知事第八軍司令官訪問

二 管轄局員の關東民事部轉勤

三 靜岡縣知事第八軍司令官及民事部長訪問

四 日本國際連合協會橫濱支部結成

五

六 佛國メッサユリ、マリチム汽船會社新造船ラ、メルセーエトス、  
海上のコクテール、パーティー

一、第十四回渉外事務連絡會議

十一月十六日箱根に於て當事務局管下都縣の第十四回渉外課長會議を開催したが右は民事部の整理と共に當事務局の主宰する最後の渉外課長會議であつた。席上當方から軍用電話問題、定期報告簡素化問題、關東地方民事部の新發足状態、關東連署新設及近く離任すべしデイトン關東地方民事部長に對し管下縣知事連署の感謝状を贈呈す方取計つたこと等を披露し縣制からも各チーム解消状況等報告があつた外都縣制提出議題の討議を行つたがこの内八軍へ申入れた事項は十一月二十二日の八軍民事當局との定例会談録登載の通りであつて最後に都縣制から從來當事務局の指導、幹旋等に對し謝辭があり、鈴木局長から都縣制從來の協力に對し謝意を表した。尙當日は萩原參事官が特に出張し對日講和問題に付て有益な講演を行つた。

二、民事部に對する府縣の定期報告整理方

府縣單位民事部解散に伴い從來府縣から提出して居た定期報告を整理簡素化方に付ては累次八軍當局へ申入れたこと既報の通りであるが右に關し司令部は十一月二十一日附を以て各地方民事部に對し左の如き訓令を發した旨同日鈴木局長に内報があつた。尙同當局の説明に依れば右に對する回答接卸を待つて更に八軍としての檢討を加へた上で縮減範圍を決定する趣である。  
(イ) 定期報告に關する七縣一社、當事務局から例として提出した關東七縣の報告表の例を見るに其平均九十四に及び各連調の報告によれば報告の作成は府縣として甚しき負擔を有する趣である。  
(ロ) 仍て此際各府縣の報告を能う限り平均せしめ提出期日を一時とせず疎散せしめ且政府筋及總司令部へ提出する報告の利用を最少限に止むる方針を以て各都道府縣より徴しつたあつた諸報告に再檢討を加へる必要性少きものは切捨つること。  
(ハ) 右の措置後積置状況報告と共に今後必要とする諸報告のリストを簡明なる説明を附し速かに當司令部に同報すること。



三、府縣廳の軍用電話利用問題

本問題に付ては屢次の交渉にも拘らず米軍側の經費節減方針から意  
外の遷延を見つつあつたが都府縣の現有電話を利用して地方民事部  
に對する通話は軍電扱として終戦處理費支辨とする對案に對しても  
新に總司令部から反對が起り通話は出來るが費用は府縣側負擔とな  
るべき旨十一月二十九日八軍民事局から連絡があつた。右に従い各  
民事部は一定日時に各管下府縣に定時通話を行い一般連絡を行うこ  
ととし時に府縣側からA.F.コール扱で民事部を呼出した場合は府縣  
側で其費用を負擔することとなつた。又府縣と連調との軍電通話問  
題も同様費用の點で困難があるのてなるべく連調員は民事部の軍電  
を利用することとし又撤去せられた近畿連調の軍電復舊方に付ては  
惠顧の紛糾を避ける爲當分辭觀の上民事局東京移駐後機を見て之を  
取上げることとすべき旨同時に八軍當局との間に打合せ済みである  
尙各地方連調から報知のあつた各都道府縣の電話番號は之を一覽表  
として八軍側へ提出済みである。

四、關東民事部長に感謝狀贈呈

關東地方民事部長デイトン大佐に對し當方の發案で從來同民事部の  
管下に在つた關東七縣の知事及鈴木局長の連名を以て其在任中の厚  
意に對し感謝狀を贈呈することとなり、關係各知事の贊同を得て署  
名を了したので十一月二十六日鈴木局長は在任權司令部に同大佐を  
往訪し今城連絡官立會の上之を手交したが同大佐から絶好の記念と  
して永く保有するべき旨謝意を表し、尙離任後は營分シェパード八軍  
民事局長の下に勤務する豫定なる旨内話があつた。

五、税關、移民、檢疫事務の八軍司令部統合

神奈川民事部 Customs, Immigration & Quarantine 課は同民事部解消と共に  
八軍司令部に統合せられて外務省入國管理部及當事務局と事務連絡  
に當ることになつた。同課は八軍 Transportation Section に屬し清水港  
以東諸港及羽田空港に付ては當地第二港灣司令部、名古屋以西は第  
一軍團が直接入國管理に付ての日本側監督に當ることとなつた。  
尙同課の正式の名稱左の通りである。

Customs, Immigration & Quarantine, Office of Transportation  
Officer, Headquarters, Eighth U.S. Army, APO 343.

六、軍事裁判所に關する八軍施行命令

憲兵裁判所の整理方針及之に伴う今後の連絡方法に付ての八軍當局との協議に付ては十月上半月報記述の通りであるが、八軍司令部は十一月十二日附を以て右に關する施行命令を發出したので直に外務省を通じ關係の向へ配布した。同施行命令は各軍團、B.O.F.、構濟コマンド各司令官は憲兵裁判所を設置し判事又は檢事をアドミニストレーターに任命すべきこと、進駐目的に有害なる事件の米領裁判に付ては八軍の警面許可を要すること、進駐軍關係事件にして日本側檢事が公訴を棄する場合はアドミニストレーターの同意を要すること、進駐國以外の連合國人の裁判に關し當該國の代表者を要する場合の手續、憲兵裁判所存在せざる地域に於て日本側に裁判權なき事件發生したる時は日本側から所轄の地方民事部に連絡すべきこと等を規定して居るが右最後の問題に付ては八軍係官の説明に依れば民事部の管轄區域と軍事裁判所のそれとは合致して居ないが、進駐軍當局發給の逮捕令狀に依つて連合國人を逮捕した場合は身柄は

民事部の管轄に關係なく最寄りの駐屯部隊の憲兵に引渡されたいとのことである。  
尙去る五月下半月報所載の進駐軍の命により拘束中の者に關する月報提出の方法も本ORDを以て一部改正せられた。

0294



0295

七 第八軍民事務局首腦者との定例会談

十一月十五日（第八十三回）  
當日の定例会談は局長がウオーカー中將に同伴群馬縣に出張した爲之を行うことが出来なかつたので關係書類を提示したに止つた。主なる問題は新米穀年度食糧需給見積、人口問題審議會建議案、現段階に於ける經濟觀察等であつた。

十一月二十二日（第八十四回）

局長は別項第十四回渉外事務連絡會議席上各縣より要望のあつた軍用電話の問題並に日米人交友講和に伴う實際的な措置等に付て意見を交換した。又東富士裾野演習場使用補償問題及同演習場擴張問題に關する陳情に付き詳細な説明を行い第八軍側の好意的考慮を依頼した。

十一月二十九日（第八十五回）

軍電話使用問題、オフ・リミット問題等が論議されたが後者に付てはG.H.Q.のサーキュラー第三十三號によるオフ・リミット廢止

問題は地方の部隊司令官の裁量に任せただけで取扱ひが不統一であるが八軍の指令で九月十三日以前につけられたオフ・リミットは一体に之を撤去し其の後地方部隊司令官が特につけたものだけがオフ・リミットという事になつてゐる旨を先方より説明果に角右サーキュラー及第八軍司令及第八軍憲兵司令部側の措置振を一藉に局長に通報するから日本側では右にもとづき可然措置されたいとの話であつた。其後右通報を得たが憲兵司令部では特別の指令は出してゐないやうである。

八 神奈川民事務部閉鎖と同民事部に対する當事務局分室閉鎖

神奈川民事務部が十一月三十日を以て閉鎖されるので従來同民事部に對して設置してゐいた大磯見連絡官を室長とする當事務局分室は十一月二十一日を以て閉鎖し同室員は當事務局に戻つた。

第二 經濟、設備、勞務

一、連合國軍關係使用人中監視又は斷續的勤務に服するもの、職種追加

0303

RA'-0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



連合國軍關係使用人にて監視又は斷續的勤務に服するもの、職種は右使用人に對する給與支給準則により監視・守衛・消防夫等に限定されているが實際に於ては右職種以外のものも占領軍部隊の都合により臨時に監視又は斷續的の勤務に服せしめられる場合があるの之等の使用人が労働時間の計算に關し公正を取扱いを受け得る様前記準則規定の職種の外現地軍機關の指示する者をも之に含ませることとし第八軍司令部の承認を収付けたので特調より各都道府縣廳に通達することゝなつた。

三 連合國軍關係使用人に寒冷地手當及石炭手當支給  
政府は公務員法に基き昭和二十四年度寒冷地及石炭手當支給規則を十二月一日附を以て公布したが右により連合軍關係使用人も之に該當する者は當然右手當の支給を受けることゝなつた次第であるが、連合國軍に於て部隊別圓建算制度實施の折柄之に該當する各部隊に相當の經費の支出を負せしめることゝなり種々困難なる問題を

生ずる恐れがある次第であるが既に右規則も公布せられて居る今日であるので本件手當支給方に關し第八軍司令部の承認を取付けたので特調本廳より各都道府縣廳に通達を發することゝなつた。  
本件手當支給の地域は北海道、青森、宮城、秋田、山形、新潟、長野、岩手、福島、富山、石川、福井各縣の全域及茨城、栃木、群馬、山梨、埼玉、岐阜、志賀、京都、兵庫、鳥取、岡山、島根の各府縣の特定地域である。

三 日備より直備に轉換せられた連合國軍關係使用人に對する退職手當  
連合國軍關係使用人中日備労働者より直備に轉換せられた者に對する退職手當の支給方に關しては勤務期間の通算に關し各地にて支障を生じて居つたが神戸ベースに於ては或る部隊の勞務士官は之を承認し或る部隊は之を認めないため日本側に於て取扱に困難を生じて居つたので、兵庫縣廳及特調勞務部よりの依頼に基き第八軍司令部より關係各部隊に指令を發する様懇請した結果各部隊共一様に規定通勤務期間通算支給をなすことゝなつた。

0296

0297

四、不動産接收解除申請

十一月下旬當事務所に於て取扱つた土地建物の接收解除申請は六件であつた。  
右の中一件は札幌市舊食糧配給公園北海道支局事務所の返還に關するもので、北海道より關係者上京し東京SPBを通じ一應解除申請をしたが、埒があかぬ故當事務局長より直接第八軍司令部へ斡旋方依頼したものである。  
向同期間中の接收解除はビル一件、土地一件、家具二件であつた。

五、特殊地域の建築許可申請

十一月下旬の横浜市内特殊地域の建築許可申請は十六件（許可十三件、未決三件）であつた。

11

六、當事務局接受の設置關係第八軍公文

十一月後半期中當事務局に於て收受し處理した設置に關する第八軍

司令部發日本政府宛覽書の内容及移牒先は左の通りである。

12

月日	件名	番號	移牒連絡先
十一、三〇	伊丹飛行場内の家屋の接收に關する件	AGPDOI (六〇九)	特調本廳
十一、三〇	長野軍政部による軌道のプレムフシヨンに關する件	AGPDOI (五六〇)	

第三 雜 報

一、石川縣知事第八軍司令官訪問  
十一月十七日柴野石川縣知事局長同道ウオーカー中將を往訪表敬石川縣の民事事情等を報告した。

六、當事務局員の關東民事部轉勤



當局勤務左記二事務官は十一月十九日附を以て板橋關東地方民事部  
駐在官事務所へ出張駐在を命ぜられた。

外務事務官

金子 四郎  
最 賈 四郎

三 静岡縣知事第八軍司令官及民事局長訪問

小林縣知事は十一月二十一日鈴木局長同道第八軍民事局長シエ  
バード少將を訪問、米の供出問題一災害に依る米の供出割當の補正  
量に付行難んでいるやうであるが余り低い補正に決ると供出完納が  
困難であるかも知れぬといふ趣旨一等に付懇談した。次いでウオー  
カー中將を訪問治安問題等に付意見を交換六三三制問題に付十五億  
の決算がとれた事に付司令官の斡旋を謝し濱名湖の鴨獵に招待した。

四 日本國際連合協會秘偵支部結成

日本國際連合協會より鈴木局長に對し横濱支店結成斡旋方希望があ  
つたので横濱商工會事務所及神奈川新聞とも種々協議の結果右兩者が

0298

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0116

0306



同汽船會社の戰後新造豪華船ラ・マルセイエズ號は十一月二十八日橋濱に入港二十九日午後同船上で汽船會社のコクテール・パーティが催され佛國使節團長代理シヴァン氏及同團領事部長、旅費總領事ルレキエ氏夫妻等も主人側に立つたが京滬の連合團長及邦人官民多數列席盛會であつた。特に高松宮同妃兩陛下三笠宮及同妃殿下も御列席あらせられた。同鈴木局長は使節團側からの依頼により邦人側の招待等につき斡旋した。

0299

五

設立發起人代表と成り橋濱各方面の有力者を設立準備委員に推薦し協會より細野常務理事の出席の下に十二月一日橋濱商工會議所で設立準備委員會次で設立總會を開き茲に支部を結成し近く支部發足式を行う事に成つた。向局長は同日細野氏と共に同協會事業に關心をもっている米國總領事館を任訪した。

六 佛國メソサジュリ・マリチム汽船會社新造船ラ・マルセイエズ號上のコクテル・パーティ

RA'-0116

0307

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan





財務省  
總務課長

取扱注意

昭和二十四年十二月十六日

Y U C O 執務報告第五十三號（十二月上旬）

横濱連絡調整事務局

同左記規則（附）  
政務局官室  
情報部  
連絡局地方課長

0300

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0116

0300

0301

目次

第一 政務

- 一 琉球渡航手續に關する八軍施行命令
- 二 日米人交際緩和に伴う措置
- 三 犯罪に使用せられた拳銃の取扱方
- 四 朝鮮人に對する死刑判決再審
- 五 比島から送還せられた遺骸の處理狀況
- 六 第八軍民事務局首腦者との定例会談

第二 經濟（設營、勞務）

- 一 連合軍關係日本人使用人に僻地手當支給
- 二 連合國關係船員系統使用人給與規定
- 三 不動産接收解除申請
- 四 特殊地域内の建築許可

五 當事務局接受の設營關係第八軍公文

第三 雜報

- 一 吉田總理大臣第八軍司令官夫妻晩餐招待
- 二 第八軍司令官九州地方視察
- 三 進駐軍リクリエーション施設見學

0309

RA'-0116

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



一、琉球渡航手續に關する新施行命令  
 琉球（奄美大島等北緯三十度以南の鹿兒島縣薩摩諸島を含む）への  
 無償歸還は去る三月十四日を以て終止し、三月十五日以降同地方へ  
 の歸還又は一時渡航は同情に値する事由（家事整理、見舞其他冠婚  
 葬祭に付ての近親者訪問を含む）あるものに限り第八軍に於て自費  
 渡航の許可を與え且申請は府縣民事部經由とせられ、（〇〇第一五  
 號。三月上半月報所報）又司令部に於て許可した場合其姓名、  
 住所等を當事務局に通知し、當事務局から外務省に報告の上所在市  
 區町村に通達して配給の停止等の措置をとることとして居たが、同  
 司令部は十二月七日附〇〇第五八號を以て前記〇〇十五號を廢止し  
 新なる渡航手續を規定した。  
 右新施行命令は歸還者及一時渡航者の乗船切符入手方法、携行荷物  
 等に關し手續の詳細を規定したものであるが、從來の手續を著しく

改めた點は一時渡航者は滞在期間中の食糧を携行すべきこと、（此  
 點は本指令發出前當事務局の意見を求められた際琉球からの本邦一  
 時訪問者に付ては斯る規定のないこと及主食の事前配給操作の困難  
 な點を説明して更改方を求めたが、同島の食糧事情及琉球からの本  
 邦渡來者の數は本邦からの同島渡航者に比し極めて少い等の事情か  
 ら遂に實現に至らなかつた）並に從來府縣民事部經由八軍へ申請せ  
 しめたものを申請者から直接又は府縣廳涉外課經由（英文、四通）  
 とした點であつて恐らく今後は府縣廳經由のものが大部分となるこ  
 とと思われる。  
 然るに右〇〇發出後これまで八軍民事部 Repatriation Division に於て  
 管掌せる事務を二分し、一般 Repatriation 事務は之を八軍稅關移民課  
 渡課に移し琉球渡航に關する事務は民事局社會課即新機構による總  
 司令部民事局に残すことに決定したので、總司令部は新に十二月十  
 四日附我政府宛覺書を發して改めて之を總司令部の許可事項とし今  
 後申請書は地方民事部を経て總司令部に提出すべきこととした。  
 向最近八軍に提出せられた琉球渡航申請は一ヶ月三四十件で許可數  
 約二十件であるが、八軍から更に琉球軍政部へ照會して調査及其同

0302

意を取付ける爲には約三ヶ月を要するを常とする。又船便(出發港は主として佐世保、沖繩方面は久場崎港、奄美大島方面の名瀬港、船賃二、三〇〇圓及八〇〇圓)及乗船切符入手に付ては申請者をして各縣廳所在地の日本交通公社(但群馬は高崎、三重は松坂、滋賀は京都)に連絡せしめることになつて居る。

#### 日米人交際緩和に伴う措置

進駐軍人員と日本人との交際緩和に關する九月十三日附總司令部同章第二三號は邦人一般にも多大の影響があるに拘らず、其形式が我方に對する指示でない爲當時簡單な新聞發表があつたのみで其内容は一般に徹底して居らぬ憾があり、爲に府縣當局特に警察に對し旅館、飲食業者等から幾多質問があるに拘らず的確な指示がない爲回答に窮した例が少くない模様で一箱根に於て某旅館に進駐軍の投宿申込があつたのに對し未だオフ・リミッツ制札が撤去せられて居らぬからとて警察が之を斷らせた如き例がある。

先般當事務局管下都縣涉外課長會議の席上本件に付て中央から其心得を通達して貰いたいと希望があつた。仍て其後八軍民事部に於ける定例會議の機会に米軍側の意向を訊ねた處本同章指示事項の實施は各地方駐屯部隊長に一任してある爲所によつて訴置の渉々しからぬ所もあるから日本側としても同章の内容を研究の上適當措置せられたいと之に關連して八軍から各部隊に發した九月二十四日附メッセヂフォーム寫を參考として送付越した。

右會談後鈴木局長は更に第八軍憲兵司令官を往訪して其措置振りを問合せた處同じく其インプリメンテーションは各部隊長の責任である爲同司令部としては別段措置して居らず、例えば騎兵第一師團の如きも關東其他十三縣を管轄とする爲實施に相當日子を要する見込である旨を述べ向富方から伊東市の如き全市の旅館に依然オフ・リミッツの標示があるとの實例を示したのに對しては直に所轄部隊たる騎兵第一旅團に連絡し派員の上之を撤去せしめることゝすべきを約した。

其後京都連調報告に依れば第一軍團に於ては日本旅館、劇場等に

0303



貼付せられた Off Limits 標示は我警察をして一切撤去せしめ、又  
新に Off Limits とすべき禁獵區等の査報を命ずる等着々實施を  
以て居るが第九軍團に於ては未だ所る積極的措置は講じて居らな  
い模様である。

三 犯罪に使用せられた拳銃の取扱  
過般金澤市に於て縣民事部廢止後の涉外連絡に付て地方出先機關  
長會議を行つた際同市警察局長から、從來犯罪に使用せられた拳  
銃は裁判の證據物件として用済後は縣民事部の承認を得て我警察  
官用に轉用し、然らざるものは R.T.O. に托し、東京赤羽の兵器廠  
一 Tokyo Ordnance Supply Depot へ送付するを常としたが、今後  
の取扱に付ては未だ指示がない爲地方民事部に於ても判然しない  
趣を以て東海北陸運調から外務大臣宛照會があつた。仍て當方か  
ら八軍司令部當局に之を催かめた處左の通り説明があつた。  
① 従來日本側で押收、供出等により同收した拳銃は米國製品は全

部米側へ供出せしめ、それ以外は民事部の承認ありたる場合日  
本警察用に轉用を認めて居たが、最近に至り警察用拳銃は一應  
必要數を充足せるものと見做されるに至つたので十一月一日附  
舊軍用物件處理に關する八軍 O.D 第五四號を以て之を改め、新  
に同收せられた拳銃は米國製品たるを問はず總て軍側へ同  
收することとした。但例えげ特に警備用の拳銃が不足であると  
云うが如き特殊の事由があれば八軍に於て特別の考慮を加える  
から米側へ供出の際其旨書頭を以て申出られたい。  
② 今後日本側で同收した拳銃は現地寄附の作戰部隊（空軍及  
I.O を除く）へ報告と同時に供出せられたく、右は軍團を經て  
八軍へ報告せられ其措置が決定せられる。

四 朝鮮人に對する死刑判決再審  
昭和二十一年八月朝鮮國の旅費を得る爲に熊本縣球磨郡一勝地  
村の一農家を襲い一家六人を慘殺、放火の上金品を奪ひ其後熊本  
地方裁判所八代支部に於て死刑の判決を受けた朝鮮人谷川水子及  
水原桂太郎から米軍當局に依る右判決の再審方を願出たので八軍

0304

軍事裁判課に連絡の結果、去る三月九州軍政部に於て證人の現地  
訊問等を行つて居たか(九州連調半月報第二六號)、八軍司令部  
は十二月六日附を以て審理の結果日本側判決に何等更改を加えざ  
ること決定せる旨を當事務局に回答越したので外務省を通し法  
務府に之を移牒した。

五 比島から送還せられた遺骸の處理状況

第八軍司令部は徳東軍司令官の命に依り客年十二月三十日附我政  
府宛警東を以て比島駐屯米國軍に依り發掘せられた一般邦人並元  
陸海軍々人の遺骸約五千体が本年一月四日ボゴタ丸により佐世保  
に到着するから引取りの上逕官廳分すべき旨を通告したので、外  
務本省に連絡の上外務、厚生兩省代表は八軍派遣の將校二名と共  
に佐世保に趣き之を引取りの上、其後復員局に於て調査に當つて  
居たが十二月二日外務省管理局長を経て復員局から左の通り措置  
状況を報告して來たので八軍に對し此旨を回報報告した。

受領遺骸總數四八二一、此内十一月二十四日現在交付先判明せ  
るもの陸軍關係一九〇四、海軍關係一〇〇九合計二九一三  
遺餘一九〇八に付ては更に調査繼續中、尙本件遺骸は佐世保引  
揚發掘局に於て保管中であるが十二月末までに千葉市の留守業  
務部に移管の豫定。

六 第八軍民事務局首腦者との定例會談

(一) 十二月六日(第八十六回)

局長は民事務局委員が段々東京へ移轉し随分忙がしくなるから、  
此の會談も打切にしようかと述べたところ、ワツツ大佐はシエ  
バー下少將、自分其の他も當分残つて居るから差支えないかき  
り續けて欲しい旨要望があつた。尙當日の議題中蘭米取締調査  
並に所謂食確法の改正問題については特に活發な質問があつた。  
○十二月十三日(第八十七回)  
前同ワツツ大佐より依頼のあつた蘭米が現。在。如。何。に。動。いて。居。る。  
か。と云う問題に付局長より説明した所ワツツ大佐は非常に參  
考になつたと喜んで居た。向北海道の開拓状況に關する説明に  
對しても同大佐は非常に参考になつた旨を述べて居た。

0305



一、連合國軍關係日本人使用人に僻地手当支給  
連合國軍關係日本人使用人中僻地所在の軍施設に勤務し且生活の本據を僻地に置く學務系統使用人及家族宿舍要員は公務員に準じ僻地手当の支給を受け得るので特調勞務部に於て右支給方を規定することとなつたので十二月十四日第八軍司令部の承認を取付けた。  
右規定は追つて特調より各地方廳へ通達されることとなつてゐる。

二、連合國軍關係船員系統使用人給與規定  
從來連合國軍關係日本人船員系統使用人に對しては昭和二十二年法律第一七一號に基く運輸省告示による船員の一級職種別賃金を適用して來たが今回新規定を制定し十二月一日より實施することとなつたので特調の要請により第八軍司令部の承認を取付けた。

三、不動産接收解除申請  
十二月上旬期當事務局で取扱つた不動産接收解除申請は七件であつた。

向同期間中接收解除を受けたもの左の通り  
建 物 四 件（内三件はレスト・ホテルでサーヴィスに切  
家 具 四 件（替えられたもの）

四、特殊地域内の建築許可  
十二月上旬中の特殊地域内建築許可申請は七件（全部許可）であつた。

五、當事務局接受の設營關係第八軍公文  
十二月上旬期中當事務局に於て接受し處理した設營に關する第八軍司令部發日本政府宛覽書の内容及移牒先は左の通りである。

0306

0314

0307

月日	件名	番 號	移 送 通 絡 先
十二二	調達經費限度に関する報告の件	一五〇A 一五〇P 一五〇D 一五〇C	特 調 本 廳
十二二	日本政府の一九四九年度會計年度に對する饗應費に関する件	一五二A 一五二P 一五二D 一五二C	"
十二二	特別調達廳改組案に関する件	一五九A 一五九P 一五九D 一五九C	"
十二一〇	下水處理料金に関する件	一七五A 一七五P 一七五D 一七五C	"
十二十二	極東空軍家族住宅日本人使用人のタイムシート作成方に関する件	一七〇A 一七〇P 一七〇D 一七〇C	"
十二十四	緊縮の場合に於けるプロキユアメントオトダトに関する件	一四八A 一四八P 一四八D 一四八C	"
十二十四	健康検査に関する調達要求書の修正に関する件	一四〇A 一四〇P 一四〇D 一四〇C	"
十二十五	木村屋製パン工場の接収解除に関する件	一五〇A 一五〇P 一五〇D 一五〇C	"

第三 報

一、吉田總理大臣第八軍司令官夫妻晚餐招待  
 吉田總理大臣は十二月七日夜外務大臣官邸に於ける晚餐にウオ  
 カ、中將夫妻を招待した。右には第八軍から參謀長ランドラム大  
 佐、參謀次長ドノヴァン大佐各夫妻も列席、邦人側は三谷侍從長、  
 岡崎來議院外交委員長、内山神奈川縣知事及鈴木局長各夫妻が出  
 席した。

12 11





三、第八軍司令官九州地方視察  
 ウォーカー中將一行は左記の旅程で十二月八日から十五日迄九州  
 地方視察旅行を行った。

十二月八日	午前	横濱發
九日	午前	別府着 第十九歩兵連隊査閲
十日	午前	宮崎市に於て知事、市長及結城九州連 調局長と會見
十一日	午後	霧島にて鹿兒島縣知事主催狩獵 同様狩獵
十二日	午前	鹿兒島市にて知事、副知事等と會見
十三日	午後	熊本市にて第二十一歩兵連隊査閲
十四日	午前	佐世保着 五島列島にて狩獵
十五日	午後	小倉同師團司令部在函 歸濱

向右旅行に付ては鈴木局長と結城局長とが連絡して種々便宜を供  
 與し、結城局長は宮崎市以後一行と行を共にした。

三、進駐軍リクリエーション施設見學  
 日本リクリエーション協會關東ブロック會議が十二月八日、九日  
 當地で開催されるに際し、當地進駐軍のリクリエーション施設見  
 學の希望があつたので、軍事事務局の協賛により横濱サーヴィスクラ  
 ブ、圖書館、室内体操場、野球場、テニスコर्ट、ボーリンググラ  
 ウト、ゴルフコース、乗馬場を見學、又會談にスペシャル・サー  
 ヴイス課長出席、米國のリクリエーション運動に關する質疑應答  
 があつた。

△ 0308